

国立大学法人山梨大学職員給与規程

平成16年	4月	1日	制定	平成16年	10月	28日	改正
平成17年	4月	1日	改正	平成17年	11月	15日	改正
平成18年	3月	22日	改正	平成19年	4月	1日	改正
平成19年	1月	21日	改正	平成19年	11月	30日	改正
平成21年	2月	25日	改正	平成21年	3月	18日	改正
平成21年	3月	30日	改正	平成21年	5月	28日	改正
平成21年	6月	29日	改正	平成21年	11月	25日	改正
平成22年	1月	20日	改正	平成22年	3月	24日	改正
平成23年	1月	31日	改正	平成23年	3月	28日	改正
平成23年	6月	29日	改正	平成24年	1月	19日	改正
平成24年	5月	29日	改正	平成25年	3月	27日	改正
平成25年	6月	26日	改正	平成25年	12月	25日	改正
平成26年	3月	28日	改正	平成26年	11月	28日	改正
平成27年	3月	27日	改正	平成28年	1月	27日	改正
平成28年	2月	24日	改正	平成28年	11月	29日	改正
平成29年	1月	31日	改正	平成29年	3月	27日	改正
平成30年	2月	27日	改正	平成30年	3月	27日	改正
平成30年	11月	27日	改正	令和元年	6月	21日	改正
令和元年	11月	26日	改正	令和2年	3月	24日	改正
令和3年	11月	30日	改正	令和4年	3月	29日	改正
令和4年	6月	27日	改正	令和4年	9月	26日	改正
令和4年	11月	21日	改正	令和5年	3月	27日	改正
令和5年	5月	29日	改正	令和5年	9月	25日	改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）に所属する常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 外国人教師の給与に関することについては、別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、俸給（俸給の調整額及び教職調整額を含む。）とする。

(2) 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、駐車場手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、安全衛生業務手当、認定看護師等手当、看護職員等処遇改善手当、特殊勤務手当、業務付加手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日給、夜勤手当、外部資金獲得手当、クロスアポイントメント手当、優秀教員奨励手当、研究代表者等特別手当、外部資金獲得若手研究者支援手当、特別表彰等手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(俸給の調整額)

第3条 職務の複雑、困難若しくは責任の度合い又は勤労の強度、勤労環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊で、同一の俸給月額によることが適当でない認められるときは、その特殊性に基づき、俸給の調整額を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整額)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、別に定める職員に教職調

整額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第5条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、駐車場手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、安全衛生業務手当、認定看護師等手当、看護職員等处遇改善手当及び研究代表者等特別手当は、一ヶ月（1日から末日までをいう。以下この項において同じ。）の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、業務付加手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、一ヶ月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が月曜日かつ国民の祝日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 クロスアポイントメント手当は前項に規定する日、外部資金獲得手当、外部資金獲得若手研究者支援手当は前項に規定する日のうち6月30日に支給し、優秀教員奨励手当、特別表彰等手当は第1項に規定する日のうち12月17日に支給する。

4 その他給与の支払いに関し必要な事項は、別に定める。

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定めるところにより、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 一般職員俸給表（一）（別表第1） | (5) 教育職員俸給表（三）（別表第5） |
| (2) 一般職員俸給表（二）（別表第2） | (6) 医療職員俸給表（二）（別表第6） |
| (3) 教育職員俸給表（一）（別表第3） | (7) 医療職員俸給表（三）（別表第7） |
| (4) 教育職員俸給表（二）（別表第4） | |

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第8条 職員就業規則第13条の規定により昇任させた者及び勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて上位の級に昇格させ、職員就業規則第14条に定める降任をさせた者は下位の級に降格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める

(昇給)

第9条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前の直近の時期に行われた職員の人事評価に関する規程に定める人事評価（この条において「人事評価」という。）の結果（人事評価をしないこととされている職員については、同日前1年間におけるその者の勤務成績）に応じて行うものとする。この場合において、人事評価が行われた翌日から昇給を行う日の前日までの間に、当該職員が職員就業規則第73条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員で第12条に定める管理職手当の支給を受ける者及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして別に定める職員にあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職員俸給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、別に定める基準に従い決定するものとする。ただし、60歳を超える職員にあつては、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 休職中、育児休業中、介護休業中又は大学院修学休業中である職員は、当該期間中は昇給しない。
- 6 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

第10条 （削除）

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額額は、別表第8（諸手当表）に定める額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 5 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日

の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 6 扶養手当は、これを受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下、「特定期間」という。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員になった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 7 前6項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

- 第12条** 管理職手当は、学長が別に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。
- 2 管理職手当の月額は、学長が別に定める額とする。
- 3 前項の規定による額は、労働基準法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 第1項における職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 5 第1項における職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「補償法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

（役職手当）

- 第12条の2** 役職手当は、学長が別に定める大学運営等に係る重要度の高い業務を処理するために置かれる職を占める職員に支給する。
- 2 役職手当に関し必要な事項は別に定める。

（地域手当）

- 第13条** 地域手当は、勤務地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、本学が本拠を置く地域（学部を置く地域をいう。以下、本条において同じ。）及び別表第9に定める1級地から6級地に在勤する職員（以下、本条において「地域手当地域在勤職員」という。）

に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

- (1) 本学が本拠を置く地域 100分の2
- (2) 1級地 100分の20
- (3) 2級地 100分の16
- (4) 3級地 100分の15
- (5) 4級地 100分の12
- (6) 5級地 100分の10
- (7) 6級地 100分の6
- (8) 7級地 100分の3

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）のうち、別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する者（当該地域の勤務が6月以内である者を除く。）から職員になった場合、又は、地域手当地域在勤職員（当該地域の勤務が6月以内である者を除く。）から第1項に掲げる地域以外に所在する勤務地に異動になる等地域手当の支給割合が低位となる異動をした場合において、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該異動の日から1年を経過した後においては、その額に100分の80を乗じて得た額に減額する。

4 他の国立大学法人の職員、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「国立大学法人職員等」という。）のうち、別表第9に掲げる地域に所在する機関に勤務する者（当該勤務が6月以内である者を除く。）が、引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。ただしこの場合において、採用直前の機関において支給されていた地域手当に相当する手当の支給率を超えることはできない。

（広域異動手当）

第13条の2 職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動

等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与法適用者等であった者から引き続き本学職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員（法人等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、別表第8（諸手当表）に定める。
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げ

る職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員。(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、別表第8(諸手当表)に定める。

3 勤務地を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、人事交流により国立大学法人、国若しくは独立行政法人等の職員であつた者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(駐車場手当)

第15条の2 駐車場手当は、前条第1項第2号に規定する通勤手当の支給を受け、かつ通勤のために勤務地周辺に駐車場を借り受け、月額3,500円以上の料金を負担することを常例としている職員に支給する。

2 駐車場手当の月額は、別表第8(諸手当表)に定める。

3 前2項に規定するもののほか、駐車場手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第16条 国立大学法人の職員及び給与法適用者から本学職員に採用となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、本学採用の直前の住居から採用の直後に本学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して別に定める職員)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別表第8（諸手当表）に定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（初任給調整手当）

第17条 初任給調整手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者で教育職員俸給表（一）の適用を受ける職員となった日から、一定の期間支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（義務教育等教員特別手当）

第18条 義務教育等教員特別手当は、教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園に勤務する教育職員俸給表（二）、（三）の適用を受ける者に別表第10の区分に応じて支給する。

（安全衛生業務手当）

第18条の2 安全衛生業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 国立大学法人山梨大学職員安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）第6条の規定により学長から指名された衛生管理者
- (2) 安全衛生管理規程第8条の規定により学長から指名された産業医
- 2 前項に規定するもののほか、安全衛生業務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（認定看護師等手当）

第18条の3 認定看護師等手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 公益社団法人日本看護協会が認定する「認定看護師」資格を有し、当該認定分野に係る業務を専任とする職員
- (2) 公益社団法人日本看護協会が認定する「専門看護師」資格を有し、当該認定分野に係る業務を専任とする職員
- (3) 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する「特定行為研修」を修了し、同項第1号に規定する「特定行為」を専任とする職員
- 2 前項に規定するもののほか、認定看護師等手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（看護職員等処遇改善手当）

第18条の4 看護職員等処遇改善手当は、医学部附属病院に勤務し、医療サービスを患者に直接提供している別に定める職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、看護職員等処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する

職員には、その勤務の特殊性に応じて、次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 死体処理手当
- (4) 教員特殊業務手当
- (5) 教育実習等指導手当
- (6) 教育業務連絡指導手当
- (7) 大学入試手当
- (8) 救急診療従事手当
- (9) オンコール手当
- (10) 新生児集中治療部夜間等従事手当
- (11) 緊急診療手当
- (12) 分娩手当
- (13) 新生児担当医手当
- (14) 麻酔科医特別業務手当
- (15) 時間外手術手当
- (16) 医師RRT手当

2 特殊勤務手当に関し必要な事項は別に定める。

(業務付加手当)

第19条の2 業務付加手当は、国、国が所管する独立行政法人、地方自治体等からの受託事業、その他本学主催事業等に従事し、かつ、学長が必要と認めた場合に限り、支給する。

2 業務付加手当の対象となる業務及び手当額は、学長が別に定める。

(超過勤務手当)

第20条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務（職員就業規則第53条に規定する法定休日又は別に定めるこれに相当する日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を越えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第21条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において、所定勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間中に勤務し

た全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）等で学長が定める日において勤務した職員についても同様とする。

- 3 前2項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日及び日曜日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日にあたる時は、学長が定める日）をいう。

（併給調整）

第21条の2 教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園に勤務する教育職員俸給表（二）、（三）の適用を受ける者のうち、第12条に規定する管理職手当の支給を受けない者に対して、第20条に規定する超過勤務手当又は第21条に規定する休日給を支給する場合にあっては、次の各号により併給調整する。

- (1) 第20条の規定により支給される1月あたりの額及び第21条の規定により支給される1月あたりの額の合計額（以下「超過勤務手当等月額」という。）が、その者に支給される教職調整額の月額以下の場合、超過勤務手当等月額は支給しない。
- (2) 超過勤務手当等月額が、その者に支給される教職調整額の月額を超える場合、超過勤務手当等月額からその者に支給される教職調整額の月額を控除して得た額を超過勤務手当等月額として支給する。

（夜勤手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 第20条から第22条及び第33条から第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、広域異動手当（扶養手当に係る部分は除く。）、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の合計額（次項において「給与合計額」という。）を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条から第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、別に定める手当が支給される業務又は作業に該当する場合は、次の各号に掲げる額とする。
- (1) 1時間単位で支給される手当 当該手当の額を前項の規定による額に加算した額
 - (2) 1日単位で支給される手当 当該手当の額を1日の所定勤務時間で除した額を前項の規定による額に加算した額
 - (3) 1月、1回又は1つの業務対象単位で支給される手当 当該手当の額を給与合計額に加算した額を1月平均所定勤務時間数で除して得た額

（宿日直手当）

第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、職員宿日直規程に定める額の宿日直手当を支給する。

- 2 前項の勤務は第19条から第22条までの勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第5条第2項に定める支給日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（学長が別に定める特定幹部職員にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額とする。

4 一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき学長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して学長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（学長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該支給日の前日までの間に職員就業規則第73条第5項の規定により懲戒解雇となった職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第30条第1項第6号の規定により解雇となった職員（同規則第9条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り刑

事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国立大学法人山梨大学職員懲戒規程第6条に規定する文書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、学長が定める。

(勤勉手当)

- 第28条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職した職員にあっては、退職した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 4 第25条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるの

は「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第5条第2項に定める支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(外部資金獲得手当)

第29条 外部資金獲得手当は、事業年度中に獲得した外部資金等(大学に間接経費が配分されるものに限る。)の本部間接経費が一定額以上である職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント手当)

第30条 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人山梨大学における教員のクロスアポイントメント制度の適用に関する規程によりクロスアポイントメントの適用を受ける教員のうち、本学及び他機関が特に認めた者に対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(優秀教員奨励手当)

第30条の2 優秀教員奨励手当は、教員評価の結果に基づき、当該年度の優秀教員として表彰された教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、優秀教員奨励手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者等特別手当)

第30条の3 研究代表者等特別手当は、別に定める「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費を支出することに関する取扱要項」に定める手続きを行い、承認された者に対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(外部資金獲得若手研究者支援手当)

第30条の4 外部資金獲得若手研究者支援手当は事業年度中に獲得した外部資金の直接経費額が一定額以上である職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、若手研究者表彰手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別表彰等手当)

第30条の5 特別表彰等手当は、別に定める表彰等制度の被授与者として選考された職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、特別表彰等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第31条 第3条から第4条、第8条から第12条、第14条、第16条から第24条及び第25条から第28条の規定は、附則第4項の適用を受ける職員には適用しない。

2 第20条から第22条までの規定は、第12条の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員に

は適用しない。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、就業規則第20条に基づき長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労基法第76条による休業補償及び補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金等（以下「労災補償等」という。）を受けることのできる場合には、給与の額から当該労災補償等の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあって2年）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この項において「俸給等」という。）の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が研究、共同研究等により休職を命じられた場合には、その休職期間中、俸給等の100分の70を支給することができる。

5 職員が休職（前4項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、そのつど定める。

(育児休業等の給与)

第33条 国立大学法人山梨大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、イからロのそれぞれの手当を支給することができる。

イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員 当該基準日に係る期末手当

ロ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員 当該基準日に係る勤勉手当

(3) 育児休業又は出生時育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業又は出生時育児休業をした期間（当該育児休業期間が平成22年3月31日以前である場合にあっては、当該期間の2分の1）に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

(4) 職員が育児部分休業（育児休業規程第18条第1項第1号に規定する部分休業をいう。）の申し出をして勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業取得者の給与)

第34条 国立大学法人山梨大学職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業規程」という。）により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、イからロのそれぞれの手当を支給することができる。

イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間

- (別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員 当該基準日に係る期末手当
- ロ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員 当該基準日に係る勤勉手当
- (3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- (4) 職員が介護部分休業(介護休業規程第17条第1項第1号に規定する介護部分休業をいう。)及び介護時間(同規程第18条の2第1項第1号に規定する介護時間をいう。)の申し出をして勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

- 第35条** 職員が勤務しないときは、休日である場合、就業規則第55条に規定する有給休暇による場合、就業規則第38条の規定により職務専念義務を免除された場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、療養のための就業規則第60条に規定する病気休暇の期間につき労災補償等を受ける場合にあっては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。
- 3 就業規則第54条の2第2項の規定により代休を与えた場合は、給与から代休の当日分相当を減額するものとする。

(その他)

- 第36条** この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 2 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条に規定する職員のうち、大学の成立する日(以下「成立日」という。)において引き続き大学の職員となった者(以下「承継職員」という。)に係る俸給(俸給表、職務の級及び号俸)については、別に通知をしない限り、成立日の前日に受けていた俸給と同じ俸給に決定されたものとみなす。なお、この場合において俸給表の名称については、次表のとおり読替える。

成立日の前日における俸給表	成立日において決定されたとみなす俸給表
行政職俸給表(一)	一般職員俸給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職員俸給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職員俸給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職員俸給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職員俸給表(三)
医療職俸給表(二)	医療職員俸給表(二)
医療職俸給表(三)	医療職員俸給表(三)

- 3 承継職員となった者であつて、成立日の前日において山梨大学長から給与法第11条(扶養手当)、第14条(住居手当)、第15条(通勤手当)又は第16条(単身赴任手当)に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第9条(扶養手当)、第12条(住居手当)、第13条(通勤手当)又は第14条(単身赴任手当)の規定による認定があつたものとみなす。
- 4 承継職員となった者であつて、成立日の前日において、給与法第6条に定める指定職俸給表(以下「指定職俸給表」という。)が適用されていた者のうち、その適用を受けるための要件となった併任官職に相当する法人化後の役職に引続き在任する者の俸給(号俸を含む。)については、指定職俸給表の相当号俸に準拠した額の俸給月額に決定し、その在任期間中に限り引き続き適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当における読替)

- 5 第25条に基づき平成21年6月に支給する期末手当にあつては、同条第2項前段中の「100分の140」を「100分の125」に、同条同項後段中の「100分の120」を「100分の110」にそれぞれ読み替えるものとする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当における読替)

- 6 第28条に基づき平成21年6月に支給する勤勉手当にあつては、同条第2項中の「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の85」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成16年10月28日)

- 1 この規程は、平成16年10月29日から施行する。
- 2 平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)に在職し、かつ、平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間及び平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間(以下「寒冷地手当支給期間」という。)に在勤する職員(退職、異動等により寒冷地手当支給期間の一部のみ在勤する者も含む。)には、第2条の規定にかかわらず別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。
- 3 前項による寒冷地手当の支給は、第5条第1項に定める俸給の支給方法に準ずるものとする。
- 4 寒冷地手当支給期間においては、第23条中「及び教職調整額」とあるのを「教職調整額及び寒冷地手当」と読み替えるものとする。
- 5 寒冷地手当支給期間においては、第32条に定める「俸給等」には、第2項による寒冷地手当を含むものとする。
- 6 旧基準日以降に他の国立大学法人(大学共同利用機関法人を含む。)職員、一般職の国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の

2に規定する公庫等職員を退職し、引き続き本学職員となった者で、本学採用前の勤務機関の所在地が平成16年3月31日現在の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に定める地域（以下「旧寒冷地」という。）にあったものについて、次の各号のいずれにも該当する場合は、第2項にいう旧基準日に在職した職員とみなし、同項を適用することができる。

- (1) 本学採用直前の機関において寒冷地手当（相当する給与を含む。）の支給対象（経過措置を含む。）となっていたこと。
- (2) 旧基準日以降本学採用までの間に旧寒冷地以外の勤務地に勤務したことがないこと。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日）

（施行期日）

- 1 この規程は、決定の日の属する月の翌月の初日（決定の日が初日であるときは、その日）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、学長が別に定める。

- 一 別表第1から別表第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
- 二 第36条の規定に基づく特段の取扱い若しくは附則（平成16年4月1日）第4項の適用に基づく給与法第6条に定める指定職俸給表に相当号俸に準拠した俸給月額

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、この規定に定める職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1項の規定による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する読替）

- 4 平成17年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項第1号中の「72.5」を「71.5」に、「92.5」を「91.5」に、同項第2号中の「40」を「36.5」に、「50」を「46.5」に、平成17年12月に支給する期末特別手当にあつては、第29条第3項中の「175」を「171.5」に、「95」を「96.5」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成18年3月22日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのい

れかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(別に定める職員にあっては、その定めによる期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

3 切替日の前日において給与法に基づく指定職俸給表の準用を受けていた職員の新俸給月額、別に定める。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、別に定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第6条 附則第1条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程及びこれに基づく規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成24年5月1日現在において適用される俸給表・級・号俸による俸給月額が、職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年5月29日)において減額改定された俸給表・級・号俸が適用される者)にあっては、切替日の前日に受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給することとし、平成26年4月1日以後、支給しない。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 第1項が適用される職員(前2項の規定により準用される場合を含む。)については、その適用を受ける間、職員給与規程第13条に基づく地域手当は支給しない。ただし、職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月22日)附則第10条に定める地域手当に係る経過措置の適用を受ける者については、この限りでない。

第8条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第25条第4項（職員給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第29条第4項の規定の適用については、職員給与規程第25条第4項及び第29条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年改正規程附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における適用に関する特例）

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第9条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第13条第2項第2号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

（地域手当に関する経過措置）

第10条 職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）の施行の際、現に改正前の職員給与規程第13条第3項（職員給与規程第13条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の職員給与規程第13条の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する職員給与規程第13条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する	改正前の別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する
地域手当地域在勤職員	改正前の第13条に規定する調整手当地域在勤職員
地域手当の支給割合	調整手当の支給割合（改正前の別表第9の各区分に定める割合）

（雑則）

第11条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年4月1日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（平成19年4月1日に教務職員から俸給表の適用を異にする異動をした職員の俸給月額の特例）
- 2 平成19年4月1日（以下「異動日」という。）の前日に教育職員俸給表(一)1級の適用を受けていた職員のうち、異動日に俸給表の適用を異にする異動した者で、その者の受ける俸給月額が異動日の前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）附則第7条各項の一の適用を受ける職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成19年11月21日）

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第28条に係る改正については次項による読替えを行った上で、平成19年12月1日から施行する。
（平成19年12月に支給する勤勉手当における読替）
- 2 第28条に基づき平成19年12月に支給する勤勉手当にあっては、同条第2項中「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」にそれぞれ読み替えるものとする。
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに採用された職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動があった職員の当該採用又は異動の日における号俸については、当該採用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該採用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成21年2月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項第10号については、平成20年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月28日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月29日）

この規程は、平成21年6月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年11月25日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当における読替）
- 2 第25条に基づき平成21年12月に支給する期末手当にあつては、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に読み替えるものとする。
（平成21年12月に支給する勤勉手当における読替）
- 3 第28条に基づき平成21年12月に支給する勤勉手当にあつては、同条第2項中「100分の90」を「100分の95」に読み替えるものとする。

附 則（平成22年1月20日）

この規程は、平成22年1月20日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年3月24日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年3月1日から施行する。
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成23年3月28日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日）

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年1月19日）

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年5月29日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
（平成24年6月1日における号俸の調整）
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大2号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成25年3月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（平成25年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成25年6月26日）

この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年12月25日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成26年11月28日）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

(平成27年1月1日の昇給に関する読替)

- 1 平成27年1月1日の昇給にあつては、第9条第2項中の「4号俸」を「3号俸」に、「3号俸」を「2号俸」にそれぞれ読み替えるものとする。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する読替)

- 1 平成26年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項中の「67.5」を「82.5」に、「87.5」を「102.5」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月27日）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から平成28年3月31日までの間に職員給与規程第13条第2項又は第3項により地域手当を支給する場合には、次の附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2条関係）

支給割合	都道府県	支給地域等
100分の18.5	東京都	特別区
100分の15.5	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
	千葉県	印西市
	東京都	武蔵野市，町田市，国分寺市，狛江市，清瀬市，多摩市
	神奈川県	厚木市
	大阪府	大阪市，守口市
100分の15	茨城県	つくば市
	千葉県	成田市，袖ヶ浦市
	東京都	調布市，小平市，日野市，国立市，福生市，稲城市，西東京市
	神奈川県	横浜市，川崎市，鎌倉市

	愛知県	刈谷市, 豊田市
	大阪府	門真市
	兵庫県	芦屋市
100 分の 14	埼玉県	さいたま市, 志木市
	東京都	八王子市, 府中市
	愛知県	名古屋市
	大阪府	高槻市
	兵庫県	西宮市, 宝塚市
100 分の 13	茨城県	守谷市
	千葉県	千葉市
	東京都	青梅市, 東村山市
	愛知県	豊明市
	大阪府	池田市, 大東市
100 分の 12	千葉県	船橋市, 浦安市
	東京都	立川市
	大阪府	吹田市, 寝屋川市, 箕面市
	奈良県	天理市
100 分の 10.5	神奈川県	相模原市, 藤沢市
	三重県	鈴鹿市
	大阪府	豊中市
	兵庫県	神戸市
100 分の 10	茨城県	水戸市, 土浦市, 牛久市
	埼玉県	東松山市, 朝霞市
	千葉県	市川市, 松戸市, 富津市
	東京都	三鷹市, あきる野市
	神奈川県	横須賀市, 茅ヶ崎市, 大和市
	滋賀県	大津市, 草津市
	京都府	京都市, 京田辺市
	大阪府	堺市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 羽曳野市, 東大阪市
	兵庫県	尼崎市
	奈良県	奈良市, 大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
100 分の 9	茨城県	日立市
	千葉県	佐倉市, 市原市
	神奈川県	平塚市
	愛知県	西尾市, 知多市
	三重県	四日市市
	滋賀県	栗東市
	兵庫県	伊丹市, 三田市
100 分の 7	宮城県	多賀城市
	茨城県	龍ヶ崎市

	埼玉県	坂戸市
	神奈川県	小田原市
	愛知県	みよし市
	大阪府	柏原市, 交野市
	福岡県	春日市, 福津市
100 分の 6	宮城県	仙台市
	茨城県	古河市, ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	川越市, 川口市, 行田市, 所沢市, 飯能市, 加須市, 越谷市, 戸田市, 入間市, 三郷市
	千葉県	茂原市, 柏市
	神奈川県	三浦郡葉山町
	山梨県	甲府市
	静岡県	静岡市, 沼津市, 御殿場市
	愛知県	瀬戸市, 碧南市
	三重県	津市
	滋賀県	守山市
	京都府	宇治市, 亀岡市
	大阪府	岸和田市, 泉大津市, 泉佐野市, 富田林市, 河内長野市, 和泉市, 藤井寺市
	奈良県	大和高田市, 橿原市
100 分の 5	栃木県	大田原市
	群馬県	高崎市
	埼玉県	春日部市, 鴻巣市, 深谷市, 上尾市, 草加市, 久喜市, 比企郡のうち鳩山町, 北葛飾郡のうち杉戸町
	千葉県	野田市, 東金市, 流山市, 印旛郡酒々井町及び栄町
	神奈川県	三浦市 (総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。), 中郡のうち二宮町
	長野県	塩尻市
	岐阜県	岐阜市
	静岡県	磐田市
	愛知県	岡崎市, 春日井市, 津島市, 安城市, 犬山市, 江南市, 弥富市, 西春日井郡豊山町
	三重県	桑名市
	滋賀県	彦根市
	京都府	向日市, 木津川市
	大阪府	泉南市, 阪南市, 泉南郡熊取町, 田尻町及び岬町, 南河内郡のうち太子町
	兵庫県	明石市
	奈良県	香芝市, 北葛城郡のうち王寺町
	和歌山県	和歌山市, 橋本市
	香川県	高松市

	福岡県	太宰府市, 糸島市, 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町
100 分の 4	茨城県	筑西市
	栃木県	下野市
	埼玉県	羽生市, 比企郡のうち滑川町
	愛知県	豊川市, 田原市
	三重県	亀山市
	滋賀県	甲賀市
	兵庫県	赤穂市
100 分の 3	北海道	札幌市
	宮城県	名取市
	茨城県	筑西市
	栃木県	鹿沼市, 小山市
	群馬県	前橋市, 太田市
	埼玉県	熊谷市
	千葉県	八街市
	東京都	武蔵村山市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市, 松本市, 諏訪市
	岐阜県	大垣市, 多治見市, 美濃加茂市
	静岡県	浜松市, 三島市, 富士宮市, 富士市, 焼津市, 掛川市, 袋井市
	愛知県	豊橋市, 一宮市, 半田市, 小牧市
	三重県	名張市, 伊賀市
	滋賀県	長浜市
	兵庫県	姫路市, 加古川市, 三木市
	奈良県	桜井市, 宇陀市
	岡山県	岡山市
	広島県	廿日市市, 安芸郡のうち海田町及び坂町
山口県	周南市	
福岡県	北九州市, 筑紫野市, 糟屋郡のうち宇美町	
長崎県	長崎市	
100 分の 2	茨城県	笠間市, 鹿嶋市
	栃木県	栃木市, 真岡市
	群馬県	渋川市
	千葉県	木更津市, 君津市
	新潟県	新潟市
	石川県	河北郡のうち内灘町
	山梨県	南アルプス市
	長野県	伊那市
	岐阜県	各務原市
	静岡県	藤枝市

	愛知県	常滑市, 海部郡のうち飛島村
	滋賀県	東近江市
	広島県	三原市, 東広島市
	徳島県	徳島市, 鳴門市, 阿南市
	香川県	坂出市

(広域異動手当に関する特例)

第3条 切替日から平成28年3月31日までの間の職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同条中「100分の10」を「100分の8」に、「100分の5」を「100分の4」にそれぞれ読み替えるものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 切替日前に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同条中「100分の10」を「100分の6」に、「100分の5」を「100分の3」にそれぞれ読み替えるものとする。

(単身赴任手当に関する特例)

第5条 切替日から平成28年3月31日までの間の職員給与規程第16条第2項規定の適用については、同条中「30,000円」を「26,000円」に読み替えるものとする。

(俸給の切替に伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日まで俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第7条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第25条第4項(職員給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、職員給与規程第25条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成26年改正規程附則第5条の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則 (平成28年1月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第18条に係る改正については、前項の規定に関わらず、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月24日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 別表8第4に係る改正については、前項の規定に関わらず、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成 28 年 1 月 29 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 29 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
（駐車場手当及び介護休業取得者の給与）
- 2 第 2 条、第 5 条、第 15 条の 2、第 34 条及び諸手当表 3-2 に係る改正については、前項の規定に関わらず、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 31 日）

- 1 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日に在籍する職員のうち、平成 28 年 1 2 月期の勤勉手当の支給を受けた職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日）

（施行期日）

- 1 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の経過措置に関する特例）
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず次の別表に定める月額とする。

附則別表

扶養親族		年 度		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
配 偶 者	一般職俸給表（一） 9 級・10 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円
	教育職俸給表（一） 5 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円
	一般職俸給表（一） 8 級			
	医療職俸給表（二） 8 級			
	上記以外			
子	8,000 円	10,000 円	10,000 円	
父 母 等	一般職俸給表（一） 9 級・10 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円
	教育職俸給表（一） 5 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円
	一般職俸給表（一） 8 級			
	医療職俸給表（二） 8 級			
	上記以外			

（注 1） 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある扶養親族（子に限る）には 5,000 円を加算する。

（注 2） 職員に配偶者がいない場合の扶養親族一人に係る手当額については、平成 29 年度に限り、子 10,000 円、父母等 9,000 円とする。

- 3 平成 29 年 4 月 1 日以後、新たに一般職員俸給表（一） 8 級・9 級・10 級、教育職員俸給表（一） 5 級又は医療職員俸給表（二） 8 級をうけることとなった職員においては、当該級を受けることとなった日に新たに職員となったものとして、第 11 条及び前項の規定を適用するものとする。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年2月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。但し、第28条の規定は平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する読替)

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項中の「100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成30年3月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成30年11月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年11月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。但し、第25条第2項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する読替)

- 2 平成30年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項中の「100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (令和元年6月21日)

この規程は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年11月26日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年11月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する読替)

- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項中の「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和２年３月２４日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和２年４月１日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
- 2 令和２年３月３１日において改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が２,０００円を超える職員であって、令和２年４月１日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（借間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和３年３月３１日までの間、改正後の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。（第２号において「旧手当額」という。）から２,０００円を控除した額の住居手当を支給する。
 - （１）改正後の規定に該当しないこととなる職員
 - （２）旧手当額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額が２,０００円を超えることとなる職員（外部資金獲得手当の支給の始期）
- 3 外部資金獲得手当については、令和３年度から支給（令和２年度に獲得した外部資金を対象）する。

附 則（令和３年１１月３０日）

この規程は、令和３年１１月３０日から施行し、令和３年１０月１日から適用する。

附 則（令和４年３月２９日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年４月１日から施行する。
（優秀教員奨励手当の支給の始期）
- 2 優秀教員奨励手当については、令和４年度（令和３年度の業績に基づいた教員評価結果を対象）から支給する。

附 則（令和４年６月２７日）

この規程は令和４年６月２７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和４年９月２６日）

- 1 この規程は令和４年１０月１日から施行する。
- 2 施行日前における附則において、「職員の育児休業等に関する規程第１７条の２」とあるのは、「職員の育児休業等に関する規程第１７条の１４」と読み替える。

附 則（令和４年１１月２１日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年１１月２１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、第１８条の４の規定は、令和４年１０月１日から、第２５条第２項及び第２８条第２項の規定は、令和４年１２月１日から適用する。
（令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する読替）
- 2 令和４年１２月に支給する勤勉手当にあつては、第２８条第２項中の「１００分の１００」を

「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和5年3月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第30条の3及び第30条の4については令和4年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 就業規則第34条の4第1項第1号に掲げる場合に相当する職員として学長が認めた職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で学長が定める年齢
 - (2) 就業規則第34条の4第1項第2号に掲げる場合に相当する職員として学長が認めた職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で学長が定める年齢
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 大学教員
 - (2) 就業規則第34条の4第1項の規定により同条第1項及び第2項に規定する異動期間を延長された職員
- 4 就業規則第34条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、学長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第3項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、学長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

- 8 附則第3項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第25条第3項及び第4項（第28条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による俸給月額、附則第4項の規定による俸給その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（令和5年5月29日）

この規程は、令和5年5月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月25日）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第12条の2については、令和5年4月1日から適用する。

一般職員俸給表（一）

(R4.4.1)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		10級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	150,100	1	198,500	1	234,400	1	266,000	1	290,700	1	319,200	1	362,900	1	408,100	1	458,400	1	521,700
2	151,200	2	200,300	2	236,000	2	267,700	2	292,900	2	321,400	2	365,500	2	410,500	2	461,500	2	524,600
3	152,400	3	202,100	3	237,500	3	269,200	3	295,000	3	323,700	3	367,900	3	413,000	3	464,500	3	527,700
4	153,500	4	203,900	4	239,000	4	271,000	4	297,000	4	325,900	4	370,500	4	415,400	4	467,500	4	530,800
5	154,600	5	205,400	5	240,300	5	272,700	5	298,800	5	328,100	5	372,400	5	417,300	5	470,500	5	533,900
6	155,700	6	207,200	6	241,900	6	274,500	6	300,800	6	330,100	6	374,900	6	419,600	6	473,500	6	536,200
7	156,800	7	209,000	7	243,400	7	276,300	7	302,600	7	332,300	7	377,200	7	421,700	7	476,500	7	538,700
8	157,900	8	210,800	8	244,900	8	278,300	8	304,200	8	334,500	8	379,700	8	423,900	8	479,600	8	541,100
9	158,900	9	212,400	9	246,000	9	280,200	9	306,100	9	336,400	9	382,100	9	425,900	9	482,300	9	543,500
10	160,300	10	214,200	10	247,500	10	282,200	10	308,400	10	338,600	10	384,800	10	428,000	10	485,400	10	545,300
11	161,600	11	216,000	11	249,000	11	284,100	11	310,600	11	340,600	11	387,400	11	430,100	11	488,400	11	547,100
12	162,900	12	217,800	12	250,300	12	286,000	12	312,900	12	342,800	12	390,100	12	432,200	12	491,500	12	549,000
13	164,100	13	219,200	13	251,800	13	287,900	13	315,000	13	344,600	13	392,500	13	433,900	13	494,200	13	550,700
14	165,600	14	221,000	14	253,000	14	289,700	14	317,100	14	346,600	14	394,800	14	435,700	14	496,500	14	552,100
15	167,100	15	222,700	15	254,300	15	291,200	15	319,300	15	348,600	15	397,000	15	437,700	15	498,800	15	553,400
16	168,700	16	224,500	16	255,500	16	292,600	16	321,400	16	350,600	16	399,400	16	439,700	16	501,100	16	554,500
17	169,800	17	226,100	17	256,800	17	294,400	17	323,300	17	352,300	17	401,200	17	441,600	17	503,200	17	555,800
18	171,200	18	227,800	18	258,200	18	296,400	18	325,300	18	354,300	18	403,200	18	443,400	18	504,600	18	556,800
19	172,600	19	229,400	19	259,600	19	298,500	19	327,300	19	356,100	19	405,100	19	445,200	19	506,100	19	557,700
20	174,000	20	230,900	20	261,100	20	300,500	20	329,300	20	358,000	20	406,900	20	446,900	20	507,500	20	558,600
21	175,300	21	232,200	21	262,700	21	302,400	21	331,000	21	359,900	21	408,800	21	448,700	21	508,700	21	559,500
22	177,800	22	233,800	22	264,400	22	304,500	22	333,100	22	361,800	22	410,600	22	450,200	22	510,100		
23	180,300	23	235,400	23	266,000	23	306,500	23	335,100	23	363,800	23	412,400	23	451,600	23	511,600		
24	182,800	24	236,900	24	267,600	24	308,600	24	337,200	24	365,700	24	414,300	24	453,100	24	513,100		
25	185,200	25	237,900	25	269,400	25	310,300	25	338,600	25	367,700	25	416,100	25	454,500	25	514,200		
26	186,900	26	239,400	26	271,200	26	312,400	26	340,500	26	369,600	26	417,600	26	455,800	26	515,300		
27	188,500	27	240,700	27	272,900	27	314,400	27	342,400	27	371,600	27	419,100	27	457,100	27	516,500		
28	190,200	28	241,900	28	274,600	28	316,400	28	344,300	28	373,600	28	420,700	28	458,300	28	517,700		
29	191,700	29	243,100	29	276,200	29	318,100	29	345,900	29	375,100	29	422,300	29	459,300	29	518,700		
30	193,400	30	244,100	30	277,900	30	320,100	30	347,800	30	376,900	30	423,600	30	460,000	30	519,600		
31	195,200	31	245,100	31	279,700	31	322,200	31	349,700	31	378,700	31	424,900	31	460,800	31	520,500		
32	196,900	32	246,100	32	281,200	32	324,300	32	351,500	32	380,300	32	426,100	32	461,500	32	521,400		
33	198,500	33	247,200	33	282,400	33	325,500	33	353,400	33	382,100	33	427,300	33	462,200	33	522,200		
34	199,900	34	248,100	34	284,100	34	327,500	34	355,200	34	383,500	34	428,600	34	463,000	34	523,100		
35	201,400	35	249,000	35	285,700	35	329,400	35	357,000	35	385,000	35	429,900	35	463,700	35	523,800		
36	202,900	36	250,000	36	287,400	36	331,500	36	358,700	36	386,600	36	431,100	36	464,300	36	524,300		
37	204,200	37	250,900	37	289,000	37	333,400	37	360,100	37	388,000	37	432,300	37	464,800	37	525,000		
38	205,500	38	252,200	38	290,700	38	335,300	38	361,400	38	389,200	38	433,100	38	465,400	38	525,600		
39	206,700	39	253,400	39	292,500	39	337,300	39	362,800	39	390,400	39	433,900	39	466,000	39	526,400		
40	208,000	40	254,700	40	294,300	40	339,200	40	364,200	40	391,500	40	434,700	40	466,600	40	527,000		
41	209,300	41	256,000	41	295,800	41	341,100	41	365,500	41	392,600	41	435,300	41	467,100	41	527,500		
42	210,600	42	257,400	42	297,500	42	343,000	42	366,400	42	393,800	42	436,000	42	467,600				
43	211,900	43	258,600	43	299,000	43	344,800	43	367,500	43	395,000	43	436,700	43	468,000				
44	213,200	44	259,800	44	300,600	44	346,700	44	368,600	44	396,100	44	437,400	44	468,300				
45	214,300	45	260,900	45	302,200	45	348,200	45	369,400	45	396,800	45	438,200	45	468,600				
46	215,600	46	262,100	46	303,900	46	349,600	46	370,300	46	397,500	46	439,000						
47	216,900	47	263,400	47	305,500	47	351,100	47	371,200	47	398,200	47	439,400						
48	218,200	48	264,500	48	307,200	48	352,600	48	372,100	48	398,900	48	440,100						
49	219,200	49	265,600	49	308,100	49	354,200	49	373,000	49	399,500	49	440,600						
50	220,300	50	266,600	50	309,600	50	355,000	50	373,800	50	400,100	50	441,000						
51	221,300	51	267,800	51	311,100	51	356,200	51	374,600	51	400,600	51	441,400						
52	222,300	52	268,900	52	312,700	52	357,200	52	375,400	52	401,000	52	441,800						
53	223,300	53	269,900	53	314,300	53	358,100	53	376,100	53	401,400	53	442,200						
54	224,200	54	270,900	54	315,900	54	359,200	54	376,800	54	401,700	54	442,600						
55	225,100	55	272,000	55	317,500	55	360,100	55	377,500	55	402,000	55	443,000						
56	226,000	56	273,100	56	319,000	56	361,200	56	378,200	56	402,300	56	443,300						
57	226,300	57	274,000	57	320,500	57	362,100	57	378,700	57	402,600	57	443,600						
58	227,100	58	275,000	58	321,700	58	362,800	58	379,300	58	402,900	58	444,000						
59	227,800	59	275,900	59	322,900	59	363,500	59	379,900	59	403,200	59	444,300						
60	228,500	60	277,000	60	324,100	60	364,200	60	380,600	60	403,500	60	444,600						
61	229,200	61	278,100	61	324,800	61	364,600	61	381,000	61	403,800	61	444,900						
62	230,000	62	279,100	62	325,700	62	365,200	62	381,700	62	404,100								
63	230,700	63	280,000	63	326,500	63	365,900	63	382,300	63	404,400								
64	231,300	64	281,000	64	327,300	64	366,600	64	382,900	64	404,700								
65	231,900	65	281,500	65	328,200	65	366,900	65	383,300	65	405,000								
66	232,500	66	282,400	66	328,600	66	367,600	66	383,900	66	405,300								
67	233,100	67	283,100	67	329,300	67	368,300	67	384,500	67	405,600								
68	233,800	68	284,000	6															

80	241,200	80	290,700	80	336,900	80	375,400	80	389,800	80	409,000
81	241,700	81	290,900	81	337,300	81	375,900	81	390,000	81	409,200
82	242,300	82	291,100	82	337,800	82	376,500	82	390,300	82	409,500
83	242,900	83	291,500	83	338,300	83	377,000	83	390,600	83	409,800
84	243,400	84	291,800	84	338,800	84	377,300	84	390,800	84	410,000
85	243,900	85	292,100	85	339,100	85	377,700	85	391,000	85	410,200
86	244,500	86	292,400	86	339,500	86	378,200	86	391,300		
87	245,100	87	292,700	87	340,000	87	378,600	87	391,600		
88	245,600	88	293,100	88	340,400	88	379,000	88	391,800		
89	246,100	89	293,400	89	340,700	89	379,400	89	392,000		
90	246,600	90	293,800	90	341,100	90	379,900	90	392,300		
91	246,900	91	294,100	91	341,600	91	380,300	91	392,600		
92	247,300	92	294,500	92	342,000	92	380,700	92	392,800		
93	247,600	93	294,700	93	342,200	93	381,000	93	393,000		
		94	294,900	94	342,600						
		95	295,200	95	343,100						
		96	295,600	96	343,500						
		97	295,800	97	343,700						
		98	296,100	98	344,100						
		99	296,500	99	344,500						
		100	296,900	100	344,800						
		101	297,100	101	345,100						
		102	297,400	102	345,500						
		103	297,800	103	345,900						
		104	298,100	104	346,300						
		105	298,300	105	346,800						
		106	298,600	106	347,200						
		107	299,000	107	347,600						
		108	299,300	108	348,000						
		109	299,500	109	348,500						
		110	299,900	110	348,900						
		111	300,300	111	349,200						
		112	300,600	112	349,500						
		113	300,800	113	350,000						
		114	301,000								
		115	301,300								
		116	301,700								
		117	301,900								
		118	302,100								
		119	302,400								
		120	302,700								
		121	303,100								
		122	303,300								
		123	303,600								
		124	303,900								
		125	304,200								

一般職員俸給表（二）

(R4. 4. 1)

1級		2級		3級		4級		5級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	136,200	1	187,400	1	208,500	1	254,100	1	281,000
2	137,100	2	188,700	2	209,700	2	255,300	2	282,900
3	138,100	3	190,100	3	211,100	3	256,300	3	284,500
4	139,000	4	191,300	4	212,300	4	257,400	4	286,200
5	140,000	5	192,300	5	213,600	5	258,300	5	287,900
6	141,000	6	193,800	6	215,000	6	259,300	6	289,400
7	142,000	7	195,200	7	216,400	7	260,400	7	290,600
8	143,000	8	196,500	8	217,800	8	261,300	8	291,800
9	143,800	9	197,900	9	219,100	9	262,200	9	293,300
10	144,800	10	198,900	10	220,700	10	262,900	10	295,100
11	145,800	11	200,200	11	222,300	11	263,800	11	296,800
12	146,900	12	201,200	12	223,700	12	264,700	12	298,600
13	147,700	13	202,400	13	224,900	13	265,700	13	300,000
14	148,700	14	203,500	14	226,400	14	266,700	14	301,700
15	149,800	15	204,600	15	227,900	15	267,600	15	303,300
16	150,800	16	205,700	16	229,200	16	268,500	16	304,800
17	151,900	17	206,600	17	230,000	17	269,400	17	306,300
18	153,300	18	207,700	18	230,700	18	270,500	18	307,900
19	154,500	19	208,700	19	231,600	19	271,500	19	309,500
20	155,700	20	209,700	20	232,600	20	272,300	20	311,200
21	156,800	21	210,600	21	233,200	21	273,200	21	312,200
22	158,000	22	211,700	22	234,700	22	274,100	22	313,600
23	159,200	23	212,800	23	236,000	23	275,100	23	315,000
24	160,400	24	213,700	24	237,000	24	275,900	24	316,500
25	161,500	25	214,600	25	238,300	25	276,500	25	317,600
26	163,000	26	215,500	26	239,500	26	277,300	26	319,100
27	164,500	27	216,200	27	240,800	27	278,200	27	320,500
28	166,000	28	217,100	28	242,000	28	279,100	28	321,900
29	167,400	29	217,900	29	242,800	29	280,000	29	323,500
30	168,800	30	219,100	30	244,000	30	281,100	30	324,700
31	170,300	31	220,100	31	245,200	31	282,100	31	326,000
32	171,800	32	220,900	32	246,300	32	283,100	32	327,200
33	173,100	33	221,500	33	247,400	33	283,800	33	328,300
34	174,800	34	222,500	34	248,400	34	284,700	34	329,200
35	176,500	35	223,600	35	249,500	35	285,600	35	330,300
36	178,200	36	224,700	36	250,500	36	286,700	36	331,400
37	179,900	37	225,200	37	251,600	37	287,300	37	332,500
38	181,300	38	226,300	38	252,500	38	288,200	38	333,600
39	183,000	39	227,400	39	253,500	39	289,100	39	334,600
40	184,500	40	228,400	40	254,500	40	290,000	40	335,600
41	185,800	41	229,200	41	255,500	41	290,600	41	336,600
42	187,200	42	230,200	42	256,700	42	291,600	42	337,600
43	188,500	43	231,200	43	257,600	43	292,600	43	338,600
44	189,900	44	232,100	44	258,900	44	293,500	44	339,600
45	191,400	45	233,000	45	259,600	45	294,200	45	340,500
46	192,700	46	233,900	46	260,600	46	295,100	46	341,500
47	194,100	47	234,700	47	261,700	47	296,000	47	342,500
48	195,500	48	235,400	48	262,600	48	296,900	48	343,500
49	196,800	49	236,300	49	263,700	49	297,600	49	344,400
50	197,900	50	237,300	50	264,700	50	298,200	50	345,300
51	199,000	51	238,300	51	265,800	51	298,900	51	346,200
52	200,200	52	239,300	52	266,500	52	299,700	52	347,000
53	201,300	53	240,300	53	267,200	53	300,300	53	347,800
54	202,400	54	241,300	54	268,000	54	301,100	54	348,600
55	203,300	55	242,000	55	269,000	55	301,800	55	349,400
56	204,400	56	242,700	56	270,000	56	302,500	56	350,100
57	205,500	57	243,500	57	270,800	57	303,200	57	350,800
58	206,400	58	244,400	58	271,800	58	303,900	58	351,600
59	207,400	59	245,300	59	272,900	59	304,700	59	352,400
60	208,400	60	246,000	60	273,900	60	305,400	60	353,100
61	209,500	61	246,800	61	274,900	61	306,000	61	353,800
62	210,400	62	247,600	62	276,000	62	306,700	62	354,500
63	211,300	63	248,500	63	276,800	63	307,400	63	355,200
64	212,200	64	249,200	64	277,900	64	308,100	64	355,900
65	212,800	65	250,000	65	278,700	65	308,600	65	356,500
66	213,600	66	250,600	66	279,500	66	309,100	66	357,000
67	214,300	67	251,300	67	280,300	67	309,700	67	357,500
68	215,000	68	251,800	68	281,100	68	310,300	68	358,000
69	215,400	69	252,500	69	281,700	69	310,900	69	358,400

70	215,800	70	253,100	70	282,500	70	311,300
71	216,100	71	253,500	71	283,300	71	311,800
72	216,400	72	253,900	72	284,000	72	312,300
73	216,600	73	254,100	73	284,800	73	312,600
74	217,000	74	254,500	74	285,500	74	313,100
75	217,400	75	255,000	75	286,300	75	313,600
76	218,000	76	255,500	76	287,100	76	314,000
77	218,200	77	255,800	77	287,700	77	314,200
78	218,700	78	256,200	78	288,200	78	314,500
79	219,100	79	256,700	79	288,700	79	314,800
80	219,500	80	257,200	80	289,100	80	315,100
81	220,000	81	257,500	81	289,500	81	315,400
82	220,300	82	257,800	82	289,900	82	315,700
83	220,600	83	258,100	83	290,400	83	316,000
84	221,000	84	258,400	84	290,900	84	316,300
85	221,500	85	258,600	85	291,300	85	316,500
86	221,900	86	258,800	86	291,900	86	316,900
87	222,300	87	259,100	87	292,500	87	317,200
88	223,000	88	259,400	88	293,100	88	317,400
89	223,400	89	259,600	89	293,400	89	317,600
90	223,900	90	259,800	90	293,900	90	317,900
91	224,400	91	260,200	91	294,400	91	318,200
92	224,800	92	260,400	92	294,800	92	318,500
93	225,100	93	260,700	93	295,200	93	318,700
94	225,500	94	261,100	94	295,700	94	319,000
95	225,900	95	261,400	95	296,200	95	319,300
96	226,200	96	261,700	96	296,700	96	319,500
97	226,500	97	261,900	97	297,000	97	319,700
98	226,900	98	262,200	98	297,400	98	320,000
99	227,300	99	262,400	99	297,900	99	320,300
100	227,700	100	262,700	100	298,400	100	320,500
101	228,100	101	263,000	101	298,800	101	320,700
102	228,500	102	263,200	102	299,200		
103	228,900	103	263,500	103	299,500		
104	229,300	104	263,800	104	299,800		
105	229,700	105	264,000	105	300,100		
106	230,200	106	264,200	106	300,500		
107	230,500	107	264,500	107	300,900		
108	230,900	108	264,700	108	301,300		
109	231,100	109	265,000	109	301,600		
110	231,500	110	265,300	110	302,000		
111	232,000	111	265,600	111	302,400		
112	232,400	112	265,800	112	302,700		
113	232,600	113	266,000	113	302,900		
114	233,100	114	266,300	114	303,200		
115	233,600	115	266,500	115	303,500		
116	234,100	116	266,700	116	303,700		
117	234,400	117	267,000	117	303,900		
118	234,800	118	267,300	118	304,200		
119	235,200	119	267,600	119	304,500		
120	235,600	120	267,900	120	304,700		
121	236,000	121	268,100	121	304,900		
		122	268,300	122	305,200		
		123	268,600	123	305,500		
		124	268,900	124	305,700		
		125	269,100	125	305,900		
		126	269,300	126	306,200		
		127	269,600	127	306,500		
		128	269,900	128	306,700		
		129	270,100	129	306,900		
		130	270,300	130	307,200		
		131	270,600	131	307,500		
		132	270,900	132	307,700		
		133	271,100	133	307,900		
		134	271,300				
		135	271,600				
		136	271,900				
		137	272,100				

教育職員俸給表（一）

(R4. 4. 1)

1級		2級		3級		4級		5級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	177,900	1	220,100	1	281,000	1	327,600	1	406,000
2	180,000	2	222,400	2	284,000	2	330,500	2	408,300
3	182,000	3	224,600	3	286,800	3	333,500	3	410,700
4	184,000	4	226,800	4	289,600	4	336,500	4	413,200
5	185,800	5	228,900	5	292,200	5	339,700	5	415,300
6	188,200	6	231,000	6	294,600	6	342,100	6	417,800
7	190,600	7	233,200	7	296,800	7	344,700	7	420,000
8	193,000	8	235,300	8	299,100	8	347,100	8	422,500
9	195,500	9	237,600	9	301,600	9	349,800	9	424,200
10	198,000	10	240,000	10	304,000	10	352,500	10	426,700
11	200,700	11	242,400	11	306,400	11	355,200	11	429,000
12	203,300	12	244,800	12	308,900	12	358,200	12	431,300
13	205,700	13	246,900	13	311,200	13	361,000	13	432,700
14	207,600	14	249,300	14	313,200	14	362,900	14	434,900
15	209,400	15	251,700	15	315,200	15	365,100	15	437,100
16	211,400	16	254,100	16	316,900	16	367,600	16	439,400
17	213,400	17	256,100	17	319,100	17	369,600	17	441,500
18	215,100	18	259,200	18	320,900	18	371,800	18	443,900
19	216,900	19	262,300	19	322,900	19	373,900	19	446,200
20	218,600	20	265,400	20	324,600	20	375,800	20	448,600
21	220,400	21	268,300	21	326,300	21	377,600	21	450,700
22	222,300	22	271,300	22	328,700	22	379,400	22	453,000
23	224,200	23	274,200	23	330,900	23	380,900	23	455,400
24	226,100	24	277,100	24	333,300	24	382,100	24	457,700
25	227,900	25	279,700	25	335,300	25	383,500	25	459,700
26	230,000	26	282,300	26	337,300	26	385,300	26	461,900
27	232,100	27	284,800	27	339,400	27	387,100	27	464,000
28	234,200	28	287,400	28	341,800	28	389,000	28	466,200
29	236,100	29	290,000	29	344,000	29	390,900	29	468,300
30	238,300	30	292,300	30	346,100	30	392,600	30	470,600
31	240,600	31	294,500	31	348,000	31	394,300	31	472,800
32	242,900	32	296,800	32	349,800	32	396,000	32	474,900
33	245,100	33	299,000	33	351,700	33	397,600	33	476,800
34	246,900	34	301,200	34	353,600	34	399,400	34	478,900
35	248,600	35	303,700	35	355,300	35	400,900	35	481,200
36	250,300	36	305,900	36	356,800	36	402,700	36	483,400
37	251,800	37	308,400	37	358,400	37	403,800	37	485,500
38	253,300	38	309,700	38	360,400	38	405,400	38	487,500
39	254,700	39	311,400	39	362,500	39	406,900	39	489,400
40	256,200	40	312,800	40	364,400	40	408,400	40	491,300
41	258,100	41	314,500	41	366,300	41	409,300	41	493,300
42	259,700	42	315,000	42	368,200	42	410,900	42	495,200
43	261,100	43	315,500	43	370,000	43	412,400	43	496,900
44	262,600	44	316,000	44	371,800	44	414,000	44	498,800
45	263,800	45	316,800	45	373,600	45	415,300	45	500,700
46	265,300	46	317,800	46	375,400	46	416,900	46	502,500
47	266,900	47	318,600	47	376,900	47	418,300	47	504,300
48	268,200	48	319,600	48	378,700	48	419,900	48	506,200
49	269,600	49	320,400	49	380,200	49	421,300	49	507,900
50	270,100	50	321,300	50	381,800	50	422,600	50	509,600
51	270,600	51	322,100	51	383,400	51	423,900	51	511,400
52	271,300	52	322,900	52	385,100	52	425,200	52	513,300
53	271,800	53	324,000	53	386,200	53	425,900	53	514,900
54	272,300	54	324,800	54	387,700	54	426,900	54	516,500
55	272,800	55	325,500	55	389,100	55	427,800	55	518,200
56	273,300	56	326,300	56	390,700	56	428,700	56	519,800
57	273,800	57	326,800	57	392,000	57	429,600	57	521,400
58	274,900	58	327,500	58	393,400	58	430,500	58	522,700
59	275,800	59	328,400	59	394,700	59	431,400	59	524,000
60	276,800	60	329,200	60	396,200	60	432,300	60	525,200
61	277,700	61	330,200	61	397,500	61	433,200	61	526,400
62	278,700	62	331,200	62	398,900	62	434,100	62	527,400
63	279,600	63	332,300	63	400,400	63	435,100	63	528,400
64	280,500	64	333,400	64	401,900	64	436,200	64	529,400
65	281,300	65	334,100	65	402,900	65	437,100	65	530,000
66	282,000	66	335,200	66	404,000	66	438,100	66	530,900
67	283,000	67	335,900	67	405,000	67	439,100	67	531,800
68	283,900	68	337,000	68	406,100	68	440,000	68	532,700

69	284,400	69	337,600	69	407,100	69	441,000	69	533,600
70	285,200	70	338,700	70	408,000	70	442,000	70	534,400
71	286,000	71	339,600	71	408,800	71	442,900	71	535,100
72	286,900	72	340,700	72	409,600	72	443,900	72	535,600
73	287,700	73	341,000	73	410,400	73	444,900	73	536,300
74	288,800	74	342,000	74	411,300	74	445,800	74	536,800
75	289,900	75	343,000	75	412,100	75	446,700	75	537,600
76	290,900	76	344,000	76	412,900	76	447,700	76	538,200
77	291,400	77	345,000	77	413,600	77	448,500	77	538,700
78	292,400	78	346,000	78	414,100	78	449,000	78	539,300
79	293,300	79	346,900	79	414,500	79	449,700	79	539,900
80	294,200	80	347,800	80	414,900	80	450,300	80	540,500
81	295,100	81	348,800	81	415,200	81	451,100	81	541,100
82	296,000	82	349,800	82	415,600	82	451,800		
83	296,900	83	350,800	83	415,900	83	452,100		
84	297,800	84	351,800	84	416,300	84	452,700		
85	298,300	85	352,400	85	416,600	85	453,100		
86	299,100	86	353,000	86	417,000	86	453,500		
87	299,900	87	353,600	87	417,400	87	453,900		
88	300,800	88	354,200	88	417,800	88	454,200		
89	301,400	89	354,800	89	418,100	89	454,500		
90	302,000	90	355,200	90	418,500	90	454,900		
91	302,700	91	355,600	91	418,900	91	455,300		
92	303,300	92	356,100	92	419,200	92	455,600		
93	304,000	93	356,600	93	419,500	93	455,900		
94	304,600	94	357,000	94	419,900	94	456,300		
95	305,200	95	357,500	95	420,200	95	456,600		
96	305,800	96	358,000	96	420,500	96	456,900		
97	306,500	97	358,600	97	420,800	97	457,200		
98	307,100	98	359,100	98	421,200	98	457,600		
99	307,700	99	359,500	99	421,500	99	457,900		
100	308,300	100	360,000	100	421,800	100	458,200		
101	308,700	101	360,400	101	422,100	101	458,500		
102	309,000	102	360,900	102	422,500				
103	309,300	103	361,200	103	422,800				
104	309,700	104	361,700	104	423,100				
105	310,000	105	362,200	105	423,400				
106	310,400	106	362,600	106	423,800				
107	310,700	107	363,100	107	424,100				
108	311,000	108	363,600	108	424,400				
109	311,400	109	364,000	109	424,700				
110	311,700	110	364,500	110	425,000				
111	312,100	111	365,000	111	425,300				
112	312,500	112	365,400	112	425,600				
113	312,800	113	365,800	113	425,900				
114	313,200	114	366,200	114	426,200				
115	313,500	115	366,700	115	426,500				
116	313,800	116	367,100	116	426,800				
117	314,000	117	367,500	117	427,000				
118	314,300	118	367,900						
119	314,700	119	368,400						
120	315,100	120	368,800						
121	315,300	121	369,100						
122	315,600	122	369,500						
123	316,000	123	370,000						
124	316,400	124	370,300						
125	316,600	125	370,700						
126	316,800	126	371,200						
127	317,100	127	371,700						
128	317,500	128	372,100						
129	317,700	129	372,500						
130	318,000	130	373,000						
131	318,400	131	373,500						
132	318,600	132	374,000						
133	318,800	133	374,500						
134	319,100	134	375,000						
135	319,500	135	375,500						
136	319,700	136	376,000						
137	319,900	137	376,500						
138	320,100	138	377,000						
139	320,300	139	377,500						
140	320,600	140	378,000						
141	321,000	141	378,500						
142	321,300								

143	321,600
144	321,900
145	322,300
146	322,600
147	322,800
148	323,100
149	323,500
150	323,800
151	324,100
152	324,300
153	324,600
154	324,900
155	325,200
156	325,500
157	325,700

教育職員俸給表（二）

(R4.4.1)

1級		2級		特2級		3級		4級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	164,400	1	207,400	1	267,500	1	332,200	1	416,900
2	165,900	2	209,100	2	269,900	2	334,400	2	418,700
3	167,400	3	210,700	3	272,200	3	336,500	3	420,500
4	168,900	4	212,400	4	274,400	4	338,500	4	422,200
5	170,500	5	214,200	5	276,800	5	340,600	5	423,700
6	172,400	6	215,800	6	279,100	6	342,400	6	425,200
7	174,200	7	217,500	7	281,300	7	344,200	7	427,100
8	176,000	8	219,100	8	283,400	8	345,800	8	429,000
9	177,700	9	220,900	9	285,500	9	347,500	9	430,800
10	179,800	10	222,800	10	287,800	10	349,600	10	432,600
11	181,800	11	224,700	11	290,100	11	351,700	11	434,500
12	183,700	12	226,600	12	292,200	12	353,800	12	436,300
13	185,600	13	228,100	13	294,600	13	355,900	13	438,000
14	187,700	14	230,100	14	296,400	14	357,900	14	439,900
15	189,800	15	232,100	15	298,300	15	359,900	15	441,700
16	191,900	16	234,100	16	300,000	16	361,900	16	443,600
17	194,100	17	235,900	17	301,800	17	363,500	17	445,300
18	196,400	18	238,600	18	304,100	18	365,400	18	447,100
19	198,900	19	241,300	19	306,300	19	367,200	19	448,900
20	201,200	20	244,000	20	308,700	20	369,200	20	450,700
21	203,600	21	246,600	21	310,900	21	370,800	21	452,300
22	205,200	22	249,400	22	313,300	22	372,700	22	454,000
23	206,900	23	252,000	23	315,500	23	374,500	23	455,900
24	208,600	24	254,700	24	318,100	24	376,400	24	457,600
25	210,100	25	257,000	25	320,500	25	377,700	25	459,300
26	211,600	26	259,400	26	322,800	26	379,500	26	460,900
27	213,300	27	261,900	27	325,000	27	381,300	27	462,500
28	214,900	28	264,100	28	327,100	28	383,200	28	464,000
29	216,400	29	266,600	29	329,200	29	385,000	29	465,500
30	218,100	30	268,900	30	330,800	30	386,900	30	466,800
31	219,800	31	271,100	31	332,400	31	388,800	31	468,100
32	221,500	32	273,200	32	334,000	32	390,800	32	469,400
33	222,900	33	275,300	33	335,800	33	392,500	33	470,600
34	224,700	34	277,500	34	337,900	34	394,200	34	471,300
35	226,500	35	279,600	35	340,000	35	395,800	35	472,000
36	228,200	36	281,500	36	342,000	36	397,600	36	472,700
37	229,700	37	283,800	37	344,100	37	398,800	37	473,300
38	231,500	38	285,500	38	346,200	38	400,300		
39	233,300	39	287,400	39	348,400	39	401,700		
40	235,100	40	289,200	40	350,500	40	403,100		
41	236,800	41	290,600	41	352,400	41	404,800		
42	238,500	42	292,700	42	354,500	42	406,200		
43	240,100	43	294,700	43	356,400	43	407,500		
44	241,700	44	296,900	44	358,500	44	409,000		
45	242,900	45	298,900	45	360,300	45	410,600		
46	244,200	46	301,300	46	362,300	46	411,900		
47	245,500	47	303,500	47	364,200	47	413,400		
48	246,600	48	306,100	48	366,200	48	415,000		
49	247,900	49	308,300	49	367,800	49	416,700		
50	249,300	50	310,700	50	369,600	50	418,100		
51	250,500	51	313,000	51	371,500	51	419,700		
52	251,900	52	315,200	52	373,500	52	421,200		
53	253,000	53	317,300	53	375,300	53	422,900		
54	254,200	54	319,100	54	377,100	54	424,400		
55	255,500	55	320,700	55	378,900	55	426,000		
56	256,500	56	322,300	56	380,600	56	427,600		
57	257,800	57	324,200	57	382,100	57	429,100		
58	258,500	58	326,300	58	383,700	58	430,600		
59	259,600	59	328,400	59	385,400	59	431,800		
60	260,600	60	330,400	60	387,100	60	433,000		
61	261,700	61	332,500	61	388,300	61	434,200		
62	262,600	62	334,600	62	389,700	62	435,500		
63	263,700	63	336,800	63	391,100	63	436,800		
64	264,500	64	339,000	64	392,400	64	438,000		
65	265,800	65	340,700	65	393,800	65	439,200		
66	267,200	66	342,900	66	395,000	66	440,400		
67	268,600	67	344,900	67	396,400	67	441,600		
68	270,200	68	347,100	68	397,800	68	442,800		

69	271,500	69	348,900	69	399,100	69	444,000
70	272,800	70	350,800	70	400,400	70	445,200
71	274,100	71	352,800	71	401,800	71	446,400
72	275,400	72	354,800	72	403,100	72	447,600
73	276,400	73	356,400	73	404,400	73	448,700
74	277,600	74	358,300	74	405,800	74	449,300
75	278,900	75	360,100	75	407,200	75	449,800
76	279,900	76	362,000	76	408,500	76	450,300
77	280,800	77	363,800	77	409,700	77	450,800
78	281,800	78	365,500	78	410,900		
79	282,800	79	367,200	79	412,200		
80	283,800	80	368,800	80	413,600		
81	284,900	81	370,300	81	414,900		
82	286,100	82	371,800	82	416,100		
83	287,300	83	373,300	83	417,100		
84	288,500	84	374,700	84	418,300		
85	289,500	85	375,800	85	419,500		
86	290,600	86	377,200	86	420,700		
87	291,600	87	378,600	87	421,900		
88	292,800	88	379,900	88	422,900		
89	293,900	89	381,200	89	424,000		
90	295,000	90	382,500	90	425,000		
91	296,200	91	383,700	91	426,000		
92	297,400	92	385,000	92	427,000		
93	297,900	93	386,300	93	427,900		
94	298,900	94	387,400	94	428,700		
95	300,000	95	388,700	95	429,500		
96	301,200	96	389,900	96	430,300		
97	302,200	97	391,300	97	431,100		
98	303,300	98	392,300	98	431,500		
99	304,300	99	393,400	99	431,900		
100	305,400	100	394,400	100	432,300		
101	306,300	101	395,300	101	432,700		
102	307,400	102	396,300	102	433,000		
103	308,500	103	397,400	103	433,300		
104	309,500	104	398,500	104	433,600		
105	310,100	105	399,200	105	433,900		
106	311,000	106	400,100	106	434,200		
107	311,800	107	401,000	107	434,500		
108	312,600	108	401,900	108	434,700		
109	313,500	109	402,700	109	434,900		
110	313,900	110	403,600	110	435,200		
111	314,300	111	404,400	111	435,500		
112	314,800	112	405,200	112	435,700		
113	315,400	113	405,800	113	435,900		
114	315,800	114	406,500	114	436,200		
115	316,300	115	407,200	115	436,500		
116	316,800	116	407,900	116	436,700		
117	317,400	117	408,500	117	436,900		
118	317,900	118	409,000				
119	318,300	119	409,400				
120	318,800	120	409,800				
121	319,300	121	410,200				
122	319,700	122	410,500				
123	320,200	123	410,800				
124	320,700	124	411,000				
125	321,300	125	411,200				
126	321,600	126	411,500				
127	321,900	127	411,800				
128	322,200	128	412,000				
129	322,400	129	412,200				
130	322,700	130	412,500				
131	323,000	131	412,800				
132	323,300	132	413,000				
133	323,500	133	413,200				
134	323,700	134	413,500				
135	323,900	135	413,800				
136	324,200	136	414,000				
137	324,500	137	414,200				
138	324,700	138	414,500				
139	325,000	139	414,800				
140	325,300	140	415,000				
141	325,500	141	415,200				
142	325,700	142	415,500				

143	326,000	143	415,800
144	326,200	144	416,000
145	326,500	145	416,200
146	326,700		
147	327,000		
148	327,300		
149	327,500		
150	327,700		
151	328,000		
152	328,300		
153	328,500		

備考 教育学部附属特別支援学校に勤務する副校長又は教頭のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

教育職員俸給表(三)

(R4.4.1)

1級		2級		特2級		3級		4級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	164,400	1	180,200	1	267,500	1	296,000	1	406,700
2	165,900	2	182,300	2	269,900	2	298,600	2	408,200
3	167,400	3	184,400	3	272,200	3	301,400	3	409,700
4	168,900	4	186,600	4	274,400	4	303,800	4	411,200
5	170,500	5	188,600	5	276,800	5	306,300	5	412,600
6	172,400	6	190,600	6	279,100	6	308,400	6	414,000
7	174,200	7	192,700	7	281,300	7	310,700	7	415,500
8	176,000	8	194,800	8	283,400	8	312,800	8	417,100
9	177,700	9	197,000	9	285,500	9	314,900	9	418,500
10	179,800	10	199,600	10	287,800	10	317,200	10	419,900
11	181,800	11	202,200	11	290,100	11	319,600	11	421,300
12	183,700	12	204,800	12	292,200	12	322,100	12	422,600
13	185,600	13	207,400	13	294,600	13	324,500	13	423,900
14	187,700	14	209,100	14	296,400	14	326,400	14	425,300
15	189,800	15	210,700	15	298,300	15	328,300	15	426,700
16	191,900	16	212,400	16	300,000	16	330,400	16	428,100
17	194,100	17	214,200	17	301,800	17	332,200	17	429,300
18	196,400	18	215,800	18	304,100	18	334,400	18	430,600
19	198,900	19	217,500	19	306,300	19	336,500	19	431,800
20	201,200	20	219,100	20	308,700	20	338,500	20	433,100
21	203,600	21	220,900	21	310,900	21	340,600	21	434,200
22	205,200	22	222,800	22	313,300	22	342,400	22	435,400
23	206,900	23	224,700	23	315,500	23	344,200	23	436,700
24	208,600	24	226,600	24	318,100	24	345,800	24	438,000
25	210,100	25	228,100	25	320,500	25	347,500	25	439,300
26	211,500	26	230,100	26	322,800	26	349,300	26	440,500
27	213,100	27	232,100	27	325,000	27	351,200	27	441,500
28	214,600	28	234,100	28	327,100	28	353,100	28	442,600
29	216,300	29	235,900	29	329,200	29	354,900	29	443,800
30	218,000	30	238,600	30	330,800	30	356,700	30	444,600
31	219,700	31	241,300	31	332,400	31	358,400	31	445,400
32	221,400	32	244,000	32	334,000	32	360,300	32	446,300
33	222,700	33	246,600	33	335,800	33	361,600	33	447,200
34	224,400	34	249,400	34	337,900	34	363,300	34	447,700
35	226,100	35	252,000	35	340,000	35	364,800	35	448,200
36	227,700	36	254,700	36	342,000	36	366,600	36	448,700
37	229,100	37	257,000	37	344,000	37	368,500	37	449,200
38	230,800	38	259,400	38	345,900	38	370,000		
39	232,500	39	261,900	39	347,900	39	371,300		
40	234,200	40	264,100	40	349,800	40	372,900		
41	235,800	41	266,600	41	351,300	41	374,000		
42	237,500	42	268,900	42	353,100	42	375,400		
43	239,100	43	271,100	43	354,700	43	376,800		
44	240,700	44	273,200	44	356,400	44	378,300		
45	242,300	45	275,300	45	358,200	45	379,700		
46	243,800	46	277,500	46	359,900	46	381,300		
47	245,100	47	279,600	47	361,200	47	382,900		
48	246,400	48	281,500	48	362,800	48	384,400		
49	247,500	49	283,800	49	364,000	49	385,800		
50	248,800	50	285,500	50	365,500	50	387,300		
51	250,200	51	287,400	51	367,100	51	388,800		
52	251,300	52	289,200	52	368,700	52	390,200		
53	252,400	53	290,600	53	370,100	53	391,400		
54	253,800	54	292,700	54	371,600	54	392,700		
55	254,800	55	294,700	55	373,100	55	393,800		
56	255,800	56	296,900	56	374,600	56	394,900		
57	257,000	57	298,900	57	376,100	57	396,300		
58	258,000	58	301,300	58	377,500	58	397,500		
59	259,100	59	303,500	59	378,900	59	398,700		
60	260,100	60	306,100	60	380,200	60	400,000		
61	261,300	61	308,300	61	381,100	61	401,200		
62	262,000	62	310,700	62	382,300	62	402,200		
63	262,900	63	313,000	63	383,500	63	403,600		
64	263,500	64	315,200	64	384,600	64	404,900		
65	264,500	65	317,300	65	385,500	65	406,100		
66	265,900	66	319,100	66	386,700	66	407,200		
67	267,000	67	320,700	67	387,700	67	408,400		
68	268,300	68	322,300	68	388,800	68	409,500		

69	269,800	69	324,200	69	390,000	69	410,500
70	271,300	70	326,300	70	391,000	70	411,700
71	272,600	71	328,400	71	392,100	71	412,900
72	274,000	72	330,400	72	393,300	72	414,100
73	274,800	73	332,500	73	394,300	73	414,700
74	275,800	74	334,600	74	395,400	74	415,500
75	277,000	75	336,800	75	396,500	75	416,200
76	278,000	76	339,000	76	397,600	76	416,700
77	279,200	77	340,700	77	398,500	77	417,000
78	280,200	78	342,600	78	399,400	78	417,400
79	281,400	79	344,300	79	400,400	79	417,800
80	282,300	80	346,100	80	401,400	80	418,200
81	283,500	81	347,900	81	402,200	81	418,500
82	284,300	82	349,700	82	403,000	82	418,900
83	285,300	83	351,100	83	403,700	83	419,300
84	286,300	84	352,900	84	404,500	84	419,600
85	287,200	85	354,100	85	405,200	85	419,900
86	288,100	86	355,700	86	406,000	86	420,300
87	288,800	87	357,200	87	406,700	87	420,700
88	289,800	88	358,700	88	407,400	88	421,000
89	290,800	89	360,000	89	408,000	89	421,300
90	291,700	90	361,300	90	408,700	90	421,600
91	292,600	91	362,700	91	409,200	91	421,900
92	293,400	92	364,100	92	409,900	92	422,100
93	293,700	93	365,600	93	410,300	93	422,300
94	294,400	94	366,900	94	410,700		
95	295,100	95	368,200	95	411,000		
96	295,900	96	369,400	96	411,300		
97	296,700	97	370,400	97	411,600		
98	297,500	98	371,400	98	411,900		
99	298,300	99	372,400	99	412,200		
100	299,000	100	373,400	100	412,400		
101	299,900	101	374,300	101	412,600		
102	300,400	102	375,300	102	412,900		
103	300,900	103	376,300	103	413,200		
104	301,400	104	377,300	104	413,400		
105	301,600	105	378,100	105	413,600		
106	302,000	106	379,000	106	413,900		
107	302,300	107	379,900	107	414,200		
108	302,500	108	380,900	108	414,400		
109	302,700	109	381,700	109	414,600		
110	302,900	110	382,700	110	414,900		
111	303,200	111	383,700	111	415,200		
112	303,500	112	384,700	112	415,400		
113	303,700	113	385,300	113	415,600		
114	303,900	114	386,200	114	415,900		
115	304,100	115	387,100	115	416,200		
116	304,400	116	388,000	116	416,400		
117	304,700	117	388,800	117	416,600		
118	305,000	118	389,500				
119	305,300	119	390,300				
120	305,600	120	391,100				
121	305,800	121	391,700				
122	306,000	122	392,500				
123	306,200	123	393,200				
124	306,500	124	393,900				
125	306,800	125	394,500				
		126	395,200				
		127	395,700				
		128	396,300				
		129	397,000				
		130	397,600				
		131	398,100				
		132	398,600				
		133	398,900				
		134	399,200				
		135	399,500				
		136	399,800				
		137	400,100				
		138	400,400				
		139	400,700				
		140	401,000				
		141	401,300				
		142	401,600				

143	401,900
144	402,200
145	402,400
146	402,700
147	403,000
148	403,200
149	403,400
150	403,700
151	404,000
152	404,200
153	404,400
154	404,700
155	405,000
156	405,200
157	405,400

備考 教育学部附属小学校，中学校又は幼稚園に勤務する副校長、副園長又は教頭のうち，その職務の級が3級である者の俸給月額は，この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職員俸給表（二）

(R4. 4. 1)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	155,100	1	191,500	1	226,800	1	252,400	1	282,100	1	327,000	1	371,100	1	437,200
2	156,500	2	193,100	2	228,400	2	253,500	2	284,000	2	329,000	2	373,800	2	439,800
3	157,900	3	194,700	3	230,000	3	254,700	3	286,100	3	331,200	3	376,400	3	442,300
4	159,300	4	196,300	4	231,600	4	256,000	4	288,100	4	333,400	4	379,100	4	444,900
5	160,500	5	197,800	5	233,000	5	257,200	5	290,200	5	335,200	5	381,500	5	447,300
6	162,300	6	199,300	6	234,600	6	258,400	6	292,300	6	337,400	6	384,200	6	449,800
7	164,000	7	200,900	7	236,100	7	259,500	7	294,200	7	339,400	7	386,800	7	452,300
8	165,600	8	202,400	8	237,700	8	260,500	8	296,200	8	341,600	8	389,500	8	454,800
9	167,200	9	204,000	9	238,600	9	261,800	9	298,000	9	343,400	9	391,600	9	457,200
10	168,900	10	205,700	10	240,000	10	262,500	10	299,900	10	345,500	10	393,900	10	459,600
11	170,500	11	207,300	11	241,400	11	263,400	11	301,500	11	347,600	11	396,100	11	462,200
12	172,300	12	209,000	12	242,500	12	264,200	12	303,100	12	349,700	12	398,300	12	464,600
13	173,700	13	210,400	13	244,000	13	265,300	13	305,100	13	351,200	13	400,400	13	467,100
14	175,500	14	212,000	14	245,300	14	266,400	14	307,000	14	353,200	14	402,400	14	468,600
15	177,400	15	213,600	15	246,500	15	267,600	15	309,100	15	355,100	15	404,400	15	469,900
16	179,200	16	215,200	16	247,800	16	268,700	16	311,100	16	357,100	16	406,500	16	471,200
17	181,100	17	216,600	17	248,600	17	270,200	17	313,100	17	358,900	17	408,300	17	472,400
18	182,600	18	218,200	18	249,800	18	271,900	18	315,100	18	360,900	18	410,300	18	473,700
19	184,400	19	219,900	19	250,900	19	273,600	19	317,200	19	362,900	19	412,200	19	475,000
20	186,200	20	221,600	20	252,000	20	275,300	20	319,300	20	364,900	20	414,300	20	476,300
21	187,700	21	222,900	21	253,400	21	277,000	21	321,100	21	366,700	21	416,100	21	477,500
22	189,200	22	224,400	22	254,200	22	278,700	22	323,100	22	368,700	22	417,700	22	478,900
23	190,700	23	225,800	23	255,100	23	280,400	23	324,900	23	370,800	23	419,300	23	480,300
24	192,200	24	227,300	24	256,000	24	282,000	24	326,900	24	372,900	24	420,800	24	481,500
25	193,800	25	228,500	25	257,000	25	283,700	25	328,600	25	374,300	25	422,300	25	482,900
26	195,100	26	229,900	26	258,100	26	285,400	26	330,500	26	376,100	26	423,600	26	484,200
27	196,600	27	231,200	27	259,200	27	287,200	27	332,500	27	377,900	27	424,900	27	485,600
28	198,000	28	232,400	28	260,400	28	288,800	28	334,500	28	379,600	28	426,200	28	487,000
29	199,500	29	233,600	29	261,800	29	290,200	29	335,800	29	381,400	29	427,500	29	488,400
30	200,700	30	234,900	30	263,400	30	291,800	30	337,600	30	382,900	30	428,700	30	489,500
31	202,000	31	236,400	31	265,000	31	293,400	31	339,300	31	384,500	31	429,900	31	490,600
32	203,300	32	237,700	32	266,500	32	295,100	32	341,100	32	386,200	32	431,000	32	491,700
33	204,700	33	238,700	33	267,800	33	296,800	33	342,800	33	387,500	33	432,200	33	492,800
34	206,100	34	240,000	34	269,500	34	298,500	34	344,600	34	388,800	34	433,400	34	493,700
35	207,400	35	240,900	35	271,100	35	300,300	35	346,500	35	390,100	35	434,600	35	494,600
36	208,800	36	242,100	36	272,700	36	302,100	36	348,300	36	391,300	36	435,800	36	495,500
37	209,900	37	243,400	37	274,100	37	303,400	37	350,100	37	392,400	37	437,100	37	496,500
38	211,200	38	244,500	38	275,600	38	305,100	38	351,800	38	393,600	38	437,900		
39	212,500	39	245,600	39	277,200	39	306,600	39	353,400	39	394,700	39	438,300		
40	213,800	40	246,700	40	278,600	40	308,200	40	355,100	40	395,800	40	439,000		
41	214,900	41	247,800	41	279,800	41	309,900	41	356,300	41	396,600	41	439,500		
42	216,100	42	248,700	42	281,200	42	311,600	42	357,400	42	397,400	42	439,900		
43	217,300	43	249,600	43	282,700	43	313,200	43	358,600	43	398,200	43	440,300		
44	218,500	44	250,400	44	284,200	44	314,900	44	359,800	44	399,000	44	440,700		
45	219,600	45	251,500	45	285,700	45	315,800	45	361,000	45	399,400	45	441,100		
46	220,700	46	252,800	46	287,400	46	317,200	46	361,800	46	400,000	46	441,500		
47	221,700	47	254,100	47	289,100	47	318,700	47	363,000	47	400,500	47	441,900		
48	222,700	48	255,300	48	290,700	48	320,300	48	364,100	48	400,900	48	442,200		
49	223,600	49	256,800	49	291,900	49	321,700	49	365,100	49	401,300	49	442,500		
50	224,500	50	258,200	50	293,500	50	323,000	50	366,100	50	401,600	50	442,900		
51	225,400	51	259,400	51	294,800	51	324,200	51	367,100	51	401,900	51	443,200		
52	226,300	52	260,600	52	296,400	52	325,500	52	368,100	52	402,200	52	443,500		
53	226,600	53	261,600	53	297,700	53	326,600	53	368,900	53	402,500	53	443,800		
54	227,400	54	262,900	54	299,200	54	327,600	54	369,700	54	402,800				
55	228,000	55	264,200	55	300,600	55	328,700	55	370,600	55	403,100				
56	228,800	56	265,300	56	302,100	56	329,700	56	371,500	56	403,400				
57	229,500	57	266,100	57	303,100	57	330,200	57	372,000	57	403,700				
58	230,200	58	267,300	58	304,300	58	331,100	58	372,800	58	404,000				
59	230,800	59	268,500	59	305,500	59	331,900	59	373,600	59	404,300				
60	231,400	60	269,600	60	306,900	60	332,800	60	374,400	60	404,700				
61	232,100	61	270,500	61	308,200	61	333,600	61	374,800	61	404,900				
62	232,700	62	271,600	62	309,400	62	333,900	62	375,500	62	405,200				
63	233,300	63	272,700	63	310,700	63	334,500	63	376,200	63	405,500				
64	234,000	64	273,800	64	311,900	64	335,200	64	376,900	64	405,800				
65	234,600	65	274,600	65	313,300	65	335,800	65	377,300	65	406,000				
66	235,300	66	275,700	66	314,100	66	336,500	66	377,900						
67	236,000	67	276,600	67	314,900	67	337,200	67	378,600						
68	236,700	68	277,700	68	315,700	68	337,900	68	379,200						

69	237,300	69	278,700	69	316,300	69	338,600	69	379,600
70	237,900	70	279,700	70	317,000	70	339,100	70	380,100
71	238,500	71	280,800	71	317,700	71	339,700	71	380,600
72	239,000	72	281,900	72	318,300	72	340,300	72	381,100
73	239,600	73	282,500	73	319,000	73	340,600	73	381,700
74	240,300	74	283,200	74	319,200	74	341,200	74	382,200
75	241,000	75	283,700	75	319,800	75	341,700	75	382,800
76	241,500	76	284,500	76	320,400	76	342,300	76	383,400
77	241,900	77	285,300	77	321,000	77	342,800	77	383,900
78	242,400	78	285,900	78	321,500	78	343,300	78	384,400
79	242,900	79	286,500	79	322,000	79	343,800	79	384,900
80	243,200	80	287,100	80	322,500	80	344,200	80	385,400
81	243,500	81	287,800	81	323,100	81	344,500	81	385,700
82	243,800	82	288,300	82	323,600	82	344,800	82	386,200
83	244,100	83	288,700	83	324,000	83	345,200	83	386,600
84	244,400	84	289,100	84	324,500	84	345,500	84	387,000
85	244,700	85	289,300	85	325,000	85	346,000	85	387,400
		86	289,500	86	325,400	86	346,300		
		87	289,700	87	325,600	87	346,600		
		88	289,900	88	326,000	88	346,900		
		89	290,300	89	326,400	89	347,300		
		90	290,500	90	326,800	90	347,600		
		91	290,700	91	327,200	91	348,000		
		92	290,900	92	327,600	92	348,300		
		93	291,300	93	327,900	93	348,700		
		94	291,500	94	328,100	94	349,000		
		95	291,700	95	328,500	95	349,300		
		96	292,000	96	328,800	96	349,600		
		97	292,400	97	329,000	97	349,900		
		98	292,700	98	329,300	98	350,300		
		99	292,900	99	329,600	99	350,700		
		100	293,200	100	329,900	100	351,100		
		101	293,500	101	330,100	101	351,600		
		102	293,700	102	330,400	102	352,000		
		103	293,900	103	330,800	103	352,400		
		104	294,200	104	331,000	104	352,800		
		105	294,500	105	331,200	105	353,300		
				106	331,400				
				107	331,800				
				108	332,000				
				109	332,200				
				110	332,600				
				111	333,000				
				112	333,400				
				113	333,600				

医療職員俸給表（三）

(R4.4.1)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	169,900	1	197,000	1	243,600	1	265,700	1	288,400	1	330,100	1	374,100
2	171,300	2	198,900	2	245,400	2	266,600	2	290,000	2	332,200	2	376,700
3	172,800	3	200,900	3	247,200	3	267,500	3	291,600	3	334,200	3	379,400
4	174,200	4	202,800	4	249,000	4	268,400	4	293,400	4	336,400	4	382,000
5	175,600	5	204,900	5	250,400	5	268,900	5	295,000	5	338,400	5	384,200
6	177,100	6	206,900	6	251,700	6	269,900	6	296,800	6	340,500	6	386,600
7	178,600	7	209,100	7	252,800	7	270,600	7	298,500	7	342,600	7	388,900
8	180,100	8	211,200	8	254,100	8	271,500	8	300,200	8	344,700	8	391,200
9	181,300	9	213,200	9	254,900	9	272,600	9	301,900	9	346,200	9	393,200
10	183,000	10	214,600	10	255,800	10	273,200	10	303,500	10	348,200	10	395,300
11	184,600	11	216,000	11	256,700	11	274,200	11	304,800	11	350,100	11	397,500
12	186,100	12	217,200	12	257,500	12	275,200	12	306,100	12	352,100	12	399,800
13	187,500	13	218,600	13	258,600	13	276,200	13	307,600	13	354,000	13	401,700
14	189,500	14	220,000	14	259,600	14	277,200	14	309,200	14	356,100	14	403,700
15	191,500	15	221,500	15	260,400	15	278,200	15	311,000	15	358,200	15	405,900
16	193,500	16	222,700	16	261,300	16	279,300	16	312,800	16	360,200	16	408,100
17	195,500	17	224,100	17	261,800	17	280,600	17	314,500	17	362,200	17	410,100
18	197,500	18	225,600	18	262,700	18	281,800	18	316,100	18	364,200	18	412,300
19	199,500	19	227,100	19	263,500	19	282,800	19	317,800	19	366,300	19	414,500
20	201,500	20	228,600	20	264,300	20	284,000	20	319,500	20	368,400	20	416,600
21	203,500	21	229,700	21	265,200	21	285,500	21	320,900	21	370,100	21	418,500
22	205,400	22	231,400	22	265,900	22	287,100	22	322,400	22	372,200	22	420,400
23	207,500	23	233,100	23	266,800	23	288,400	23	323,900	23	374,300	23	422,200
24	209,600	24	234,700	24	267,600	24	289,700	24	325,400	24	376,300	24	424,100
25	211,200	25	236,000	25	268,600	25	290,800	25	326,800	25	378,300	25	425,800
26	212,500	26	237,700	26	269,400	26	292,400	26	328,200	26	379,900	26	427,400
27	213,700	27	239,400	27	270,300	27	294,100	27	329,700	27	381,800	27	429,100
28	215,000	28	241,100	28	271,300	28	295,600	28	331,300	28	383,700	28	430,700
29	216,200	29	242,700	29	272,500	29	296,600	29	332,400	29	385,500	29	432,000
30	217,300	30	244,100	30	273,700	30	298,000	30	333,900	30	387,200	30	433,300
31	218,600	31	245,400	31	275,200	31	299,400	31	335,300	31	389,100	31	434,900
32	219,700	32	246,500	32	276,500	32	300,900	32	336,800	32	390,900	32	436,400
33	221,000	33	247,500	33	278,000	33	302,300	33	338,400	33	392,600	33	438,100
34	222,300	34	248,600	34	279,400	34	303,800	34	339,900	34	394,300	34	439,700
35	223,600	35	249,500	35	280,600	35	305,400	35	341,500	35	396,100	35	441,100
36	224,900	36	250,500	36	281,800	36	307,000	36	343,000	36	397,800	36	442,500
37	226,000	37	251,200	37	283,300	37	308,300	37	344,700	37	399,400	37	443,600
38	227,400	38	252,200	38	284,500	38	309,700	38	346,300	38	401,100	38	444,900
39	228,700	39	253,100	39	285,900	39	311,100	39	347,800	39	402,900	39	446,200
40	230,100	40	254,100	40	287,100	40	312,700	40	349,400	40	404,700	40	447,600
41	231,000	41	254,500	41	288,100	41	314,200	41	350,600	41	406,200	41	448,600
42	232,400	42	255,400	42	289,400	42	315,600	42	352,100	42	407,700	42	449,300
43	233,700	43	256,200	43	290,700	43	317,000	43	353,600	43	409,200	43	450,100
44	235,100	44	256,900	44	292,100	44	318,500	44	355,000	44	410,500	44	450,700
45	236,300	45	257,700	45	293,400	45	319,300	45	356,600	45	411,600	45	451,600
46	237,700	46	258,400	46	294,800	46	320,700	46	357,600	46	412,700	46	452,300
47	239,000	47	259,300	47	296,300	47	322,100	47	359,100	47	413,800	47	453,100
48	240,300	48	260,100	48	297,800	48	323,600	48	360,400	48	415,000	48	453,900
49	241,200	49	260,900	49	298,900	49	324,700	49	361,800	49	416,300	49	454,600
50	242,300	50	261,800	50	300,200	50	326,100	50	363,200	50	417,400	50	455,300
51	243,300	51	262,700	51	301,400	51	327,400	51	364,500	51	418,600	51	456,000
52	244,300	52	263,700	52	302,800	52	328,700	52	365,900	52	419,700	52	456,800
53	245,000	53	264,800	53	304,200	53	330,100	53	367,400	53	420,900	53	457,600
54	246,000	54	266,000	54	305,500	54	331,500	54	368,600	54	421,900	54	458,400
55	246,900	55	267,300	55	306,900	55	332,900	55	369,700	55	423,000	55	459,100
56	247,800	56	268,600	56	308,300	56	334,200	56	370,900	56	424,100	56	459,800
57	248,500	57	270,000	57	309,100	57	335,100	57	372,000	57	425,200	57	460,600
58	249,500	58	271,500	58	310,300	58	336,400	58	372,900	58	425,700		
59	250,100	59	272,900	59	311,500	59	337,600	59	373,900	59	426,300		
60	250,900	60	274,300	60	312,900	60	338,900	60	374,900	60	426,700		
61	251,700	61	275,600	61	314,000	61	340,000	61	375,500	61	427,300		
62	252,500	62	276,900	62	315,300	62	340,900	62	376,300	62	427,800		
63	253,300	63	278,300	63	316,600	63	342,100	63	377,100	63	428,200		
64	254,100	64	279,400	64	317,800	64	343,400	64	377,900	64	428,700		
65	254,800	65	280,500	65	319,100	65	344,500	65	378,600	65	429,300		
66	255,500	66	281,800	66	320,400	66	345,700	66	379,300	66	429,700		
67	256,300	67	283,100	67	321,700	67	346,900	67	380,100	67	430,000		
68	257,000	68	284,400	68	323,000	68	348,000	68	380,800	68	430,300		

69	257,800	69	285,500	69	323,700	69	349,000	69	381,400	69	430,700
70	258,600	70	287,000	70	324,800	70	350,000	70	382,000		
71	259,500	71	288,500	71	325,900	71	351,100	71	382,700		
72	260,500	72	289,900	72	326,800	72	352,200	72	383,300		
73	261,800	73	290,900	73	328,100	73	353,000	73	384,000		
74	263,100	74	292,300	74	328,800	74	354,100	74	384,500		
75	264,200	75	293,500	75	329,900	75	355,200	75	385,100		
76	265,300	76	294,800	76	331,100	76	356,300	76	385,600		
77	266,200	77	296,200	77	332,200	77	357,000	77	386,000		
78	267,200	78	297,500	78	333,400	78	357,800	78	386,600		
79	268,400	79	298,700	79	334,500	79	358,600	79	387,100		
80	269,400	80	300,000	80	335,700	80	359,300	80	387,400		
81	270,300	81	300,500	81	336,800	81	359,900	81	387,700		
82	271,200	82	301,700	82	337,900	82	360,400	82	388,200		
83	272,200	83	302,800	83	338,900	83	361,000	83	388,600		
84	273,100	84	304,000	84	340,000	84	361,500	84	388,900		
85	273,900	85	305,100	85	340,900	85	362,100	85	389,200		
86	274,700	86	306,300	86	341,900	86	362,600	86	389,700		
87	275,600	87	307,500	87	342,800	87	363,200	87	390,200		
88	276,500	88	308,600	88	343,800	88	363,700	88	390,600		
89	277,300	89	309,900	89	344,800	89	364,100	89	390,900		
90	278,200	90	311,100	90	345,600	90	364,500	90	391,300		
91	279,000	91	312,300	91	346,400	91	365,100	91	391,800		
92	280,000	92	313,500	92	347,200	92	365,600	92	392,200		
93	280,900	93	314,300	93	347,800	93	365,900	93	392,600		
94	281,900	94	315,000	94	348,400	94	366,400				
95	282,800	95	315,700	95	349,100	95	366,800				
96	283,800	96	316,300	96	349,700	96	367,100				
97	284,400	97	317,000	97	350,100	97	367,700				
98	285,200	98	317,300	98	350,500	98	368,200				
99	285,800	99	317,900	99	351,000	99	368,700				
100	286,700	100	318,600	100	351,400	100	369,200				
101	287,500	101	319,000	101	351,900	101	369,800				
102	288,300	102	319,600	102	352,300	102	370,300				
103	289,100	103	320,200	103	352,800	103	370,800				
104	289,900	104	320,800	104	353,200	104	371,200				
105	290,600	105	321,200	105	353,500	105	371,800				
106	291,100	106	321,700	106	354,000	106	372,300				
107	291,600	107	322,200	107	354,400	107	372,800				
108	292,100	108	322,700	108	354,700	108	373,300				
109	292,300	109	323,100	109	355,200	109	373,900				
110	292,600	110	323,500	110	355,700	110	374,300				
111	292,800	111	323,800	111	356,200	111	374,800				
112	293,200	112	324,100	112	356,700	112	375,300				
113	293,500	113	324,500	113	357,200	113	375,900				
114	293,700	114	324,900	114	357,700						
115	294,100	115	325,300	115	358,200						
116	294,400	116	325,600	116	358,600						
117	294,700	117	325,800	117	359,000						
118	295,000	118	326,100	118	359,400						
119	295,300	119	326,500	119	359,900						
120	295,700	120	326,700	120	360,400						
121	296,000	121	326,900	121	360,800						
122	296,400	122	327,200	122	361,300						
123	296,700	123	327,500	123	361,800						
124	297,100	124	327,800	124	362,300						
125	297,300	125	328,000	125	362,600						
126	297,500	126	328,300								
127	297,800	127	328,700								
128	298,200	128	328,900								
129	298,400	129	329,100								
130	298,700	130	329,300								
131	299,100	131	329,700								
132	299,500	132	329,900								
133	299,700	133	330,200								
134	300,000	134	330,600								
135	300,400	135	331,000								
136	300,700	136	331,400								
137	300,900	137	331,700								
138	301,200	138	332,100								
139	301,600	139	332,500								
140	301,900	140	332,900								
141	302,100	141	333,200								
142	302,500	142	333,600								

143	302,900	143	333,900
144	303,200	144	334,300
145	303,400	145	334,600
146	303,600	146	335,000
147	303,900	147	335,400
148	304,300	148	335,800
149	304,500	149	336,100
150	304,700	150	336,500
151	305,000	151	336,900
152	305,300	152	337,300
153	305,700	153	337,600
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		
169	310,600		

別表第8

諸手当表

1 扶養手当

		扶養親族1人につき
配偶 父母 等及 び	一般職俸給表(一)9級・10級	(支給しない)
	教育職俸給表(一)5級	
	一般職俸給表(一)8級	3,500円
	医療職俸給表(二)8級	
	上記以外	6,500円
子		10,000円

※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族(子に限る。)には5,000円を加算する。

2 住居手当

借家・借間
(家賃額の2分の1)-2,500円 (算出された額の百円未満切捨)

※家賃の額が61,000円以上の場合には28,000円とする。(家賃の額が27,000円未満の場合は16,000円を除算した額とする。)ただし、第14条第1項第2号に基づくものは、以上により算出される額の2分の1の額(百円未満切捨)とする。

3 通勤手当

自動車等使用者		交通機関利用者
片道通勤距離	金額	運賃相当額
5km未満	2,000円	
5km以上10km未満	4,200円	
10km以上15km未満	7,100円	
15km以上20km未満	10,000円	
20km以上25km未満	12,900円	
25km以上30km未満	15,800円	
30km以上35km未満	18,700円	
35km以上40km未満	21,600円	
40km以上45km未満	24,400円	
45km以上50km未満	26,200円	
50km以上55km未満	28,000円	
55km以上60km未満	29,800円	
60km以上	31,600円	

※運賃相当額、又は運賃相当額と自動車等使用の月額合計が55,000円を超える場合は、55,000円とする。

3-2 駐車場手当

駐車場料金	手当金額
3,500円以上4,000円未満	500円
4,000円以上4,500円未満	1,000円
4,500円以上5,000円未満	1,500円
5,000円以上	2,000円

4 単身赴任手当

基本額30,000円に職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算する。

距離	加算額
100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

別表第9

地域手当の支給地域区分表

級地	都道府県	支給地域
1級地	東京都	特別区
2級地	茨城県	取手市, つくば市
	埼玉県	和光市
	千葉県	袖ヶ浦市, 印西市
	東京都	武蔵野市, 調布市, 町田市, 小平市, 日野市, 国分寺市, 狛江市, 清瀬市, 多摩市
	神奈川県	横浜市, 川崎市, 厚木市
	愛知県	刈谷市, 豊田市
	大阪府	大阪市, 守口市
3級地	茨城県	守谷市
	埼玉県	さいたま市, 志木市
	千葉県	千葉市, 成田市
	東京都	八王子市, 青梅市, 府中市, 東村山市, 国立市, 福生市, 稲城市, 西東京市
	神奈川県	鎌倉市
	愛知県	名古屋市長, 豊明市
	大阪府	池田市, 高槻市, 大東市, 門真市
兵庫県	西宮市, 芦屋市, 宝塚市	
4級地	茨城県	牛久市
	埼玉県	東松山市, 朝霞市
	千葉県	船橋市, 浦安市
	東京都	立川市
	神奈川県	相模原市, 藤沢市
	三重県	鈴鹿市
	京都府	京田辺市
	大阪府	豊中市, 吹田市, 寝屋川市, 箕面市, 羽曳野市
	兵庫県	神戸市
	奈良県	天理市
5級地	宮城県	多賀城市
	茨城県	水戸市, 日立市, 土浦市, 龍ヶ崎市
	埼玉県	坂戸市
	千葉県	市川市, 松戸市, 佐倉市, 市原市, 富津市
	東京都	三鷹市, あきる野市
	神奈川県	横須賀市, 平塚市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 大和市
	愛知県	西尾市, 知多市, みよし市
	三重県	四日市市
	滋賀県	大津市, 草津市, 栗東市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 柏原市, 東大阪市, 交野市
	兵庫県	尼崎市, 伊丹市, 川西市, 三田市
	奈良県	奈良市, 大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市, 春日市, 福津市
6級地	宮城県	仙台市
	茨城県	古河市, ひたちなか市, 神栖市
	栃木県	宇都宮市, 大田原市, 下野市
	群馬県	高崎市
	埼玉県	川越市, 川口市, 行田市, 所沢市, 飯能市, 加須市, 春日部市, 羽生市, 鴻巣市, 深谷市, 上尾市, 草加市, 越谷市, 戸田市, 入間市, 久喜市, 三郷市, 比企郡滑川町, 比企郡鳩山町, 北葛飾郡杉戸町
	千葉県	野田市, 茂原市, 東金市, 柏市, 流山市, 印旛郡酒々井町, 印旛郡栄町
	神奈川県	三浦市, 三浦郡葉山町, 中郡二宮町
	山梨県	甲府市
	長野県	塩尻市
	岐阜県	岐阜市
	静岡県	静岡市, 沼津市, 磐田市, 御殿場市
	愛知県	岡崎市, 瀬戸市, 春日井市, 豊川市, 津島市, 碧南市, 安城市, 犬山市, 江南市, 田原市, 弥富市, 西春日井郡豊山町
	三重県	津市, 桑名市, 亀山市
	滋賀県	彦根市, 守山市, 甲賀市
	京都府	宇治市, 亀岡市, 向日市, 木津川市
	大阪府	岸和田市, 泉大津市, 泉佐野市, 富田林市, 河内長野市, 和泉市, 藤井寺市, 泉南市, 阪南市, 泉南郡熊取町, 泉南郡田尻町, 泉南郡岬町, 南河内郡太子町
	兵庫県	明石市, 赤穂市
	奈良県	大和高田市, 橿原市, 香芝市, 北葛城郡王寺町

	和歌山県	和歌山市, 橋本市
	香川県	高松市
	福岡県	太宰府市, 糸島市, 糟屋郡新宮町, 糟屋郡粕屋町
7 級地	北海道	札幌市
	宮城県	名取市
	茨城県	笠間市, 鹿嶋市, 筑西市
	栃木県	栃木市, 鹿沼市, 小山市, 真岡市
	群馬県	前橋市, 太田市, 渋川市
	埼玉県	熊谷市
	千葉県	木更津市, 君津市, 八街市
	東京都	武蔵村山市
	新潟県	新潟市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市, 河北郡内灘町
	福井県	福井市
	山梨県	南アルプス市
	長野県	長野市, 松本市, 諏訪市, 伊那市
	岐阜県	大垣市, 多治見市, 美濃加茂市, 各務原市, 可児市
	静岡県	浜松市, 三島市, 富士宮市, 富士市, 焼津市, 掛川市, 藤枝市, 袋井市
	愛知県	豊橋市, 一宮市, 半田市, 常滑市, 小牧市, 海部郡飛島村
	三重県	名張市, 伊賀市
	滋賀県	長浜市, 東近江市
	兵庫県	姫路市, 加古川市, 三木市
	奈良県	桜井市, 宇陀市
	岡山県	岡山市
	広島県	三原市, 東広島市, 廿日市市, 安芸郡海田町, 安芸郡坂町
	山口県	周南市
	徳島県	徳島市, 鳴門市, 阿南市
	香川県	坂出市
	福岡県	北九州市, 筑紫野市, 糟屋郡宇美町
	長崎県	長崎市

備考

- この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。